

龍ヶ崎市地域公共交通総合連携計画



平成23年3月

龍ヶ崎市

目 次

序．計画の趣旨	1
1．龍ヶ崎市の現況	3
1.1. 地域現況	3
1.2. 公共交通現況	9
2．市内の移動実態と市民ニーズ	21
2.1. 公共交通の必要性	21
2.2. 移動状況	22
2.3. 市民ニーズ	32
3．龍ヶ崎市の地域公共交通の課題	39
3.1. 龍ヶ崎市のまちづくりの将来像	39
3.2. 龍ヶ崎市の地域公共交通の課題	40
4．龍ヶ崎市地域公共交通総合連携計画の考え方	41
4.1. 基本方針	41
4.2. 計画対象地域	41
4.3. 計画期間	41
4.4. 連携計画の目標	42
4.5. 事業の概要及び実施主体	43
参考資料	48
アンケート調査	49
龍ヶ崎市地域公共交通会議設置要綱	55
龍ヶ崎市地域公共交通会議の運営に関する規程	58
龍ヶ崎市地域公共交通会議委員名簿	60

序．計画の趣旨

序.1 計画策定の目的

龍ヶ崎市には、関東鉄道竜ヶ崎線や路線バス、コミュニティバスが運行しており、市民に利用されている。しかしながら、自家用車利用の普及や少子高齢化がもたらす通勤通学利用者の減少などにより、公共交通を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。

一方で、社会の高齢化が進む中で自家用車の利用が出来ない方々が増えつつあることや、環境対策面からの過度な自家用車利用の抑制など、持続可能な都市活動における公共交通の重要性は、今後、ますます大きくなると言える。

このような状況の下、既存の公共交通を最大限に活用し、さらなる有効利用に努め、新たな公共交通体系を構築していくため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、「龍ヶ崎市地域公共交通総合連携計画」を策定することとした。

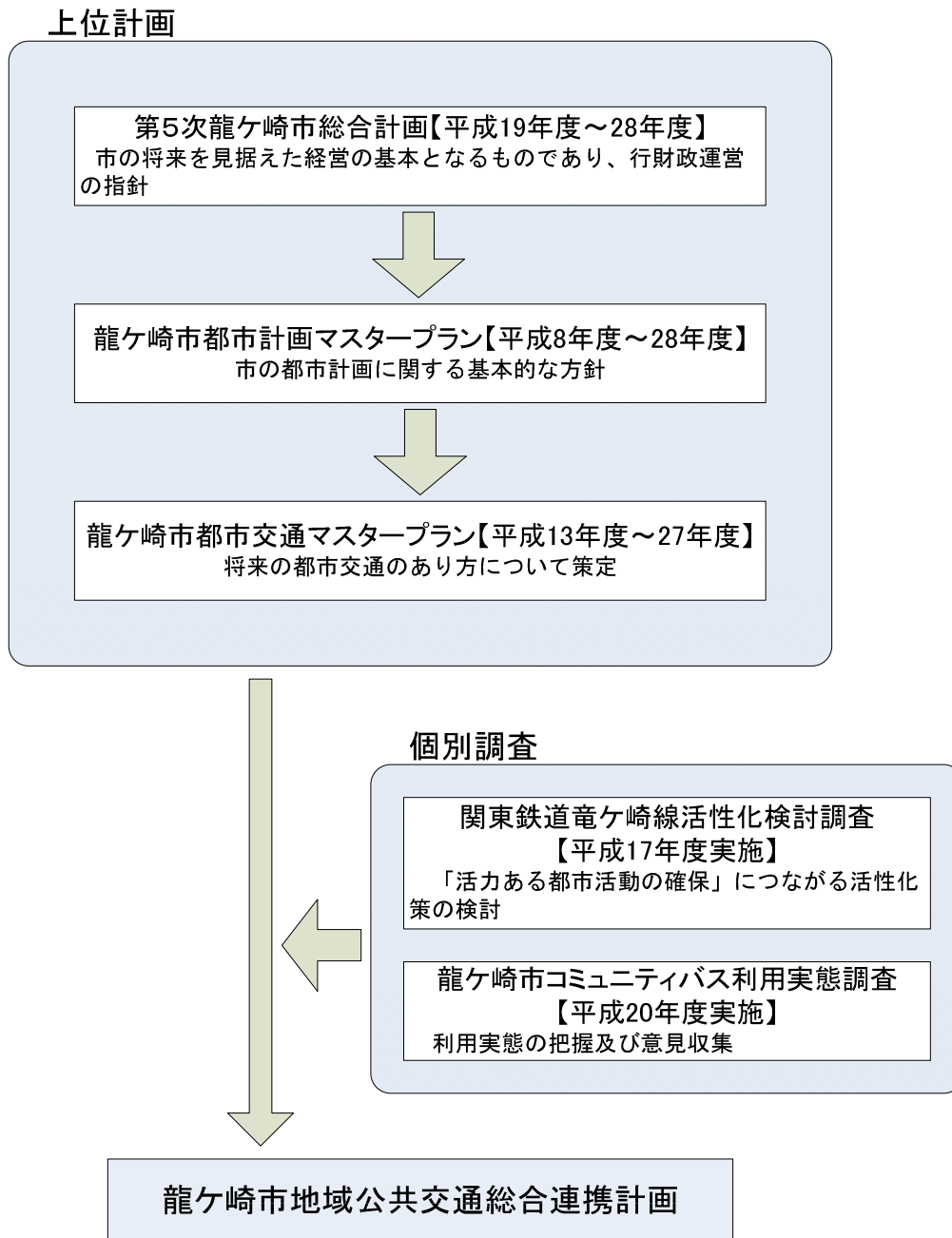
序.2 計画の概要

龍ヶ崎市における望ましい公共交通の実現を目指し、上位計画におけるまちづくりの基本的方向性を踏まえながら、平成 19 年 10 月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に則り、市民代表、学識経験者、交通事業者、行政（運輸管理者、道路管理者、交通管理者）等で構成する龍ヶ崎市地域公共交通会議において、計画期間、基本方針、目標等を設定するとともに、目標を達成するための具体的施策、事業計画を策定するものである。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」

近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図る観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることにかんがみ、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。（法律 第 1 条 目的より抜粋）

序.3 計画の位置づけ



1. 龍ヶ崎市の現況

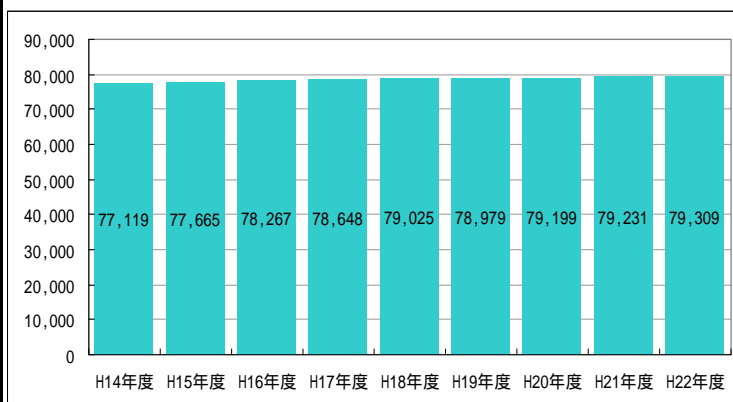
1.1. 地域現況

1.1.1. 人口・世帯数

- ・ 龍ヶ崎市の人口は、79,309人（H22年度）であり、近年は微増傾向にある。
- ・ 地区別では龍ヶ崎地区、駒柴地区、北竜台地区、龍ヶ岡地区に人口が多く分布しており、龍ヶ岡地区の増加傾向が顕著である。
- ・ 人口の少ない地区は横ばいもしくは微減傾向である。

表 1-1 龍ヶ崎市の地区別人口
・ 世帯数（H22.4 現在）

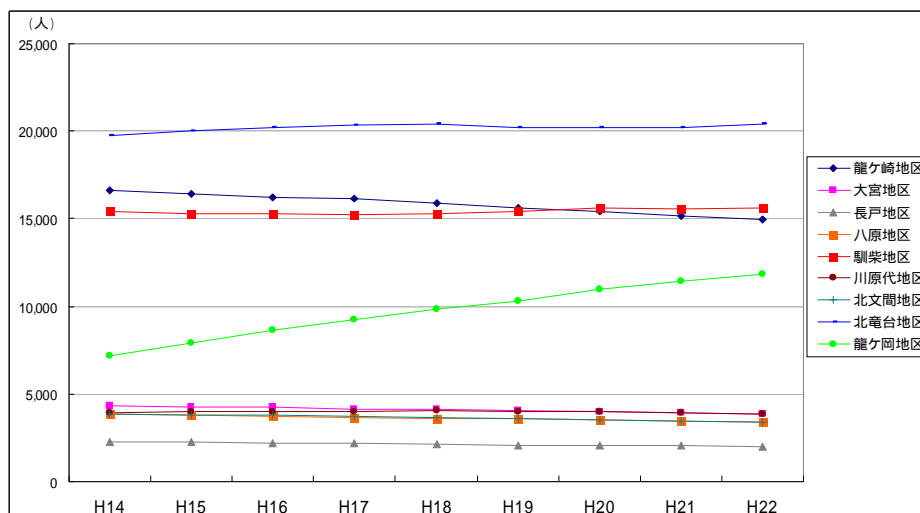
地区名	人口(人)	世帯数(戸)
龍ヶ崎地区	14,941 (18.8%)	6,373 (21.2%)
大宮地区	3,865 (4.9%)	1,446 (4.8%)
長戸地区	2,013 (2.5%)	682 (2.3%)
八原地区	3,388 (4.3%)	1,190 (4.0%)
駒柴地区	15,609 (19.7%)	6,429 (21.4%)
川原代地区	3,875 (4.9%)	1,451 (4.8%)
北文間地区	3,424 (4.3%)	1,180 (3.9%)
北竜台地区	20,383 (25.7%)	7,154 (23.8%)
龍ヶ岡地区	11,811 (14.9%)	4,181 (13.9%)
市全体	79,309 (100.0%)	30,086 (100.0%)



資料：住民基本台帳

資料：住民基本台帳

図 1-1 龍ヶ崎市の人口の推移

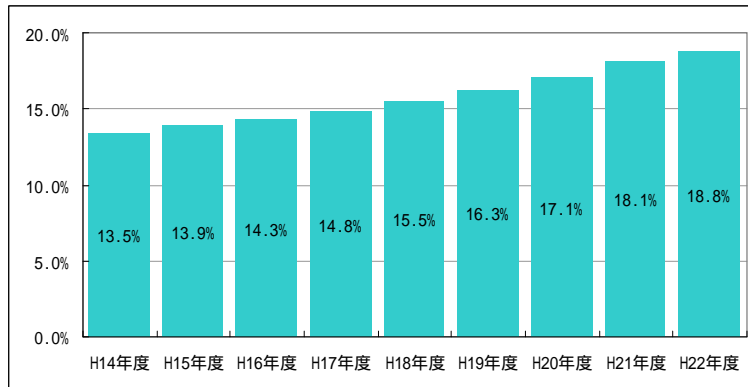


資料：住民基本台帳

図 1-2 地区別人口の推移

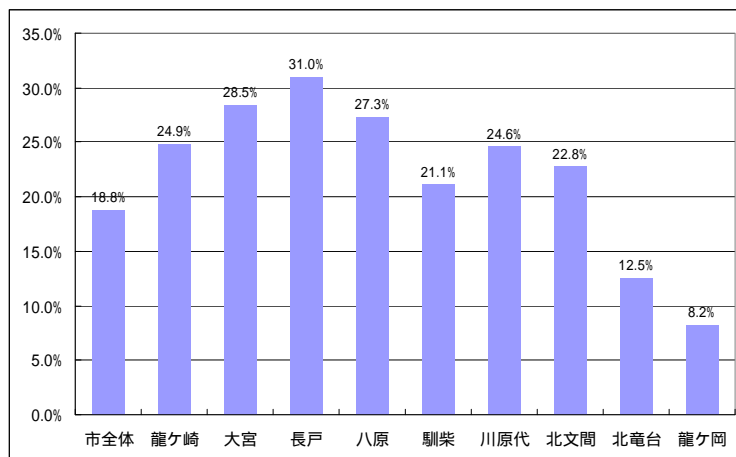
1.1.2. 高齢者人口

- ・市全体の高齢化率は18.8%であり、茨城県全体の22.3%（茨城県常住人口調査結果）よりも低い。
- ・市の高齢化率は年々、増加傾向にあり、人口の少ない地区において高齢化率が高い傾向にある。
- ・今後も高齢化率の進展が予測されている。



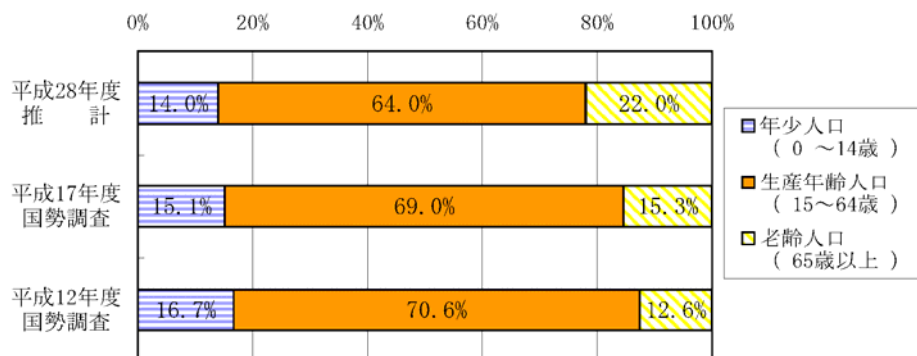
資料：住民基本台帳

図 1-3 龍ヶ崎市の高齢者率の推移



資料：住民基本台帳

図 1-4 地区別高齢者率（H22.4 現在）



資料：統計りゅうがさき

図 1-5 年齢別人口の推移

1.1.3. 主要施設の立地状況

・人口が集積している龍ヶ崎地区、駒柴地区、北竜台地区、龍ヶ岡地区に公共施設、大型小売店等の施設も多く立地している。

公共施設	
1	龍ヶ崎市役所
2	龍ヶ崎市役所第二庁舎
3	市役所西部出張所
4	保健センター
5	松葉地区公民館
6	久保台地区公民館
7	城ノ内地区公民館
8	長戸地区公民館
9	大宮地区公民館
10	長山地区公民館
11	龍ヶ崎西地区公民館
12	北文間地区公民館
13	八原地区公民館
14	龍ヶ崎地区公民館
15	川原代地区公民館
16	駒馬台地区公民館
17	駒柴公民館
18	中央図書館
19	森林公園
20	ふるさとふれあい公園
21	北竜台公園
22	蛇沼公園
23	たつのこやま
24	総合運動公園
25	さんさん館（子育て支援センター）
26	湯ったり館
27	文化会館
28	歴史民俗資料館
29	まいん
30	中央公民館教育センター
31	総合福祉センター
32	ひまわり園
33	龍ヶ崎工事事務所
34	郵便局
35	警察署
36	保健所
37	法務局
38	裁判所
39	税務署
大型小売店	
1	S C サブラ（イトーヨーカドー龍ヶ崎店）
2	ピバホーム龍ヶ崎店
3	龍ヶ崎ショッピングセンター
4	Q i z M A L L 龍ヶ崎（ヤマダ電機テックランド龍ヶ崎店）
5	ケーヨーデイツー新龍ヶ崎店
6	北竜台D街区商業施設（ケースデンキ龍ヶ崎本店）
7	城南S C（ホームセンターカンセキ龍ヶ崎店）
8	サンキ龍ヶ岡店
9	ランドロームフードマーケット龍ヶ岡店
10	カワチ薬品龍ヶ崎店
11	カスミ フードマーケット龍ヶ岡店
12	ヒマラヤスポーツ&ゴルフ龍ヶ崎ニュータウン店
13	スーパータイヨー龍ヶ崎店
14	三喜龍ヶ崎店
15	ファッションセンターしまむら龍ヶ崎店
16	フードオフ ストッカー佐貫店
17	建金商店
18	酒井家具
その他	
	つくばの里工業団地
	龍ヶ崎飛行場
	龍ヶ崎済生会病院
	牛尾病院
	池田病院
	野村医院
	RKUフットボールフィールド

資料：龍ヶ崎市HP、2010 大型小売店総覧

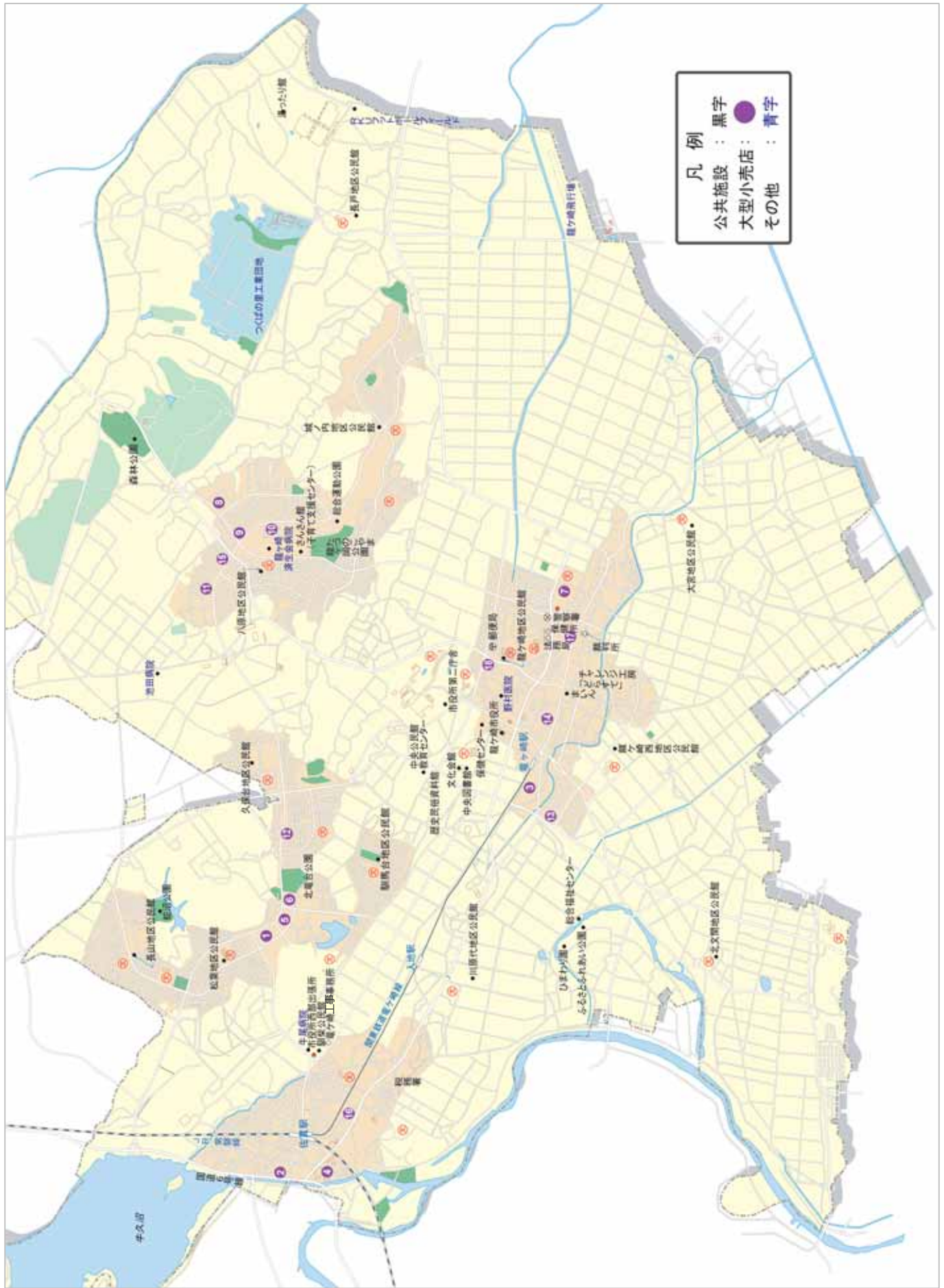


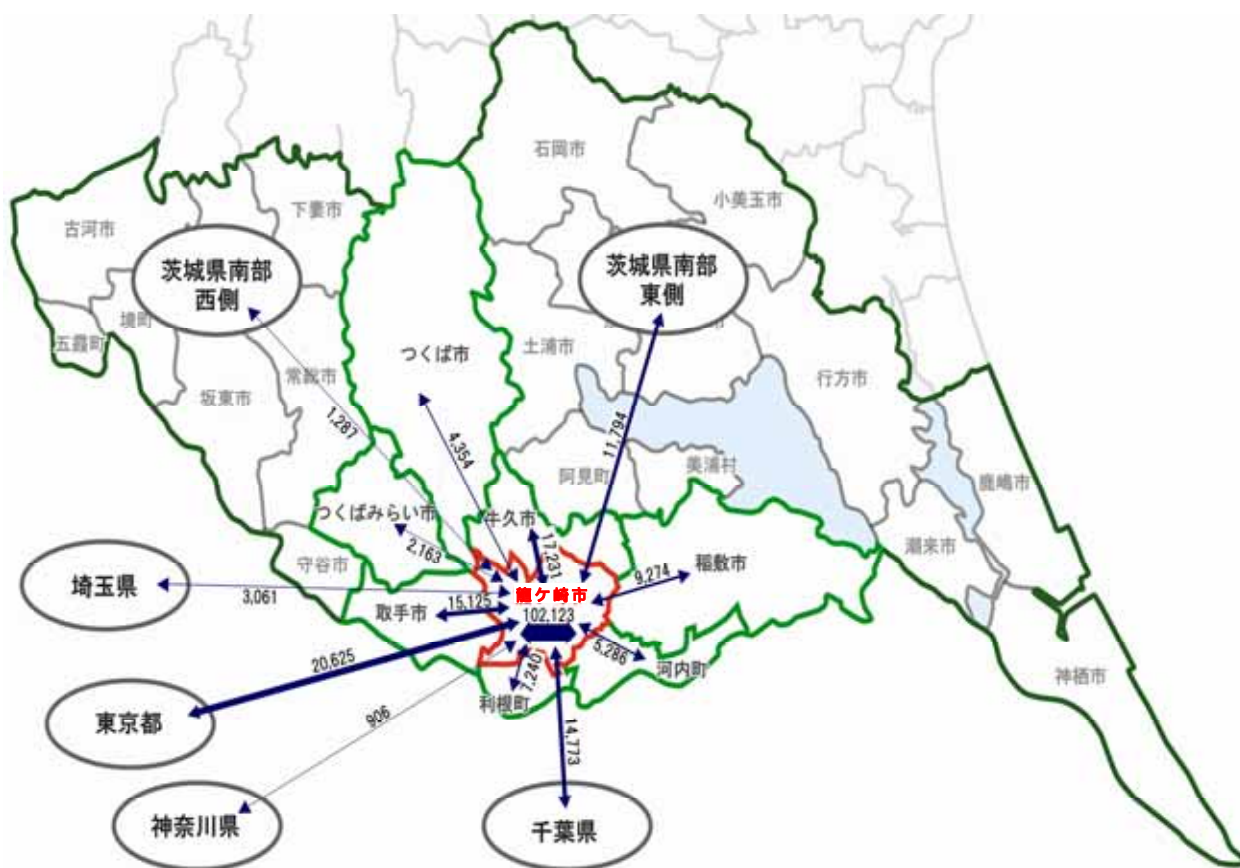
図 1-6 主要施設の立地状況

1.1.4. 龍ヶ崎市に関連する流動

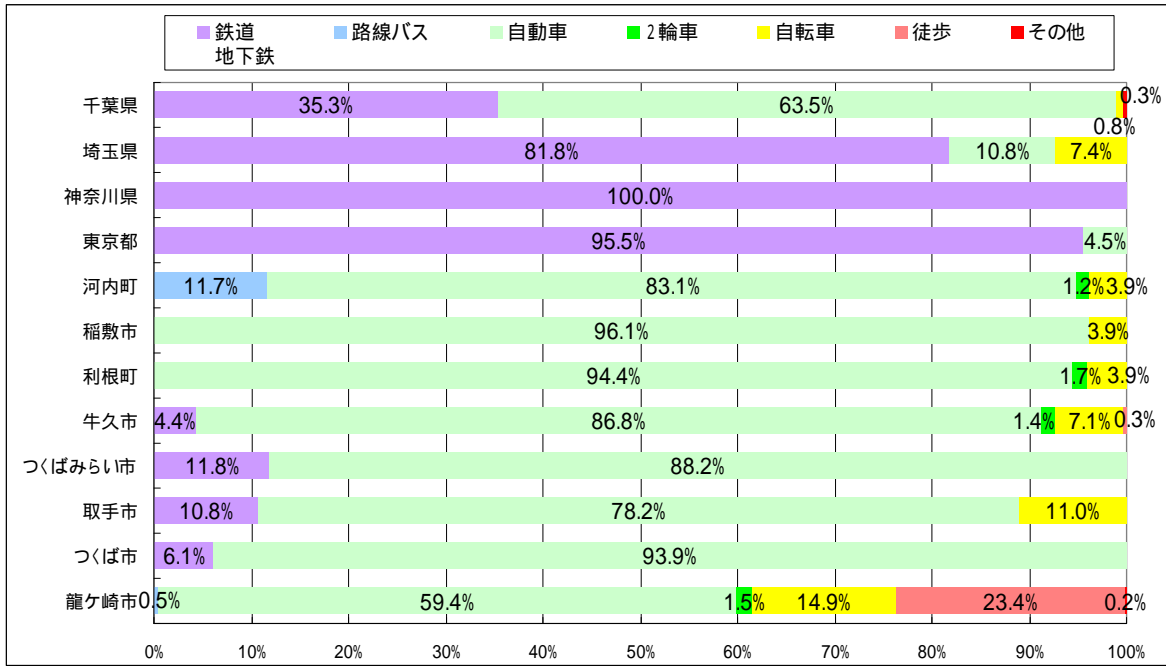
- ・市内間の流動が最も多く、隣接する市町では牛久市、取手市間、県外では東京都との流動が多い。
- ・東京都とは鉄道・地下鉄、千葉県、周辺市町、市内とは自動車为主要な手段として利用されている。
- ・龍ヶ崎市内の鉄道駅への端末交通手段は、竜ヶ崎駅へは徒歩が最も多く、次いで自動車である。佐貫駅へは自動車、徒歩の順である。

単位：トリップ

*トリップ：人がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動する単位をトリップといい、1回の移動でいくつかの交通手段を乗り換えても1トリップと数えます。

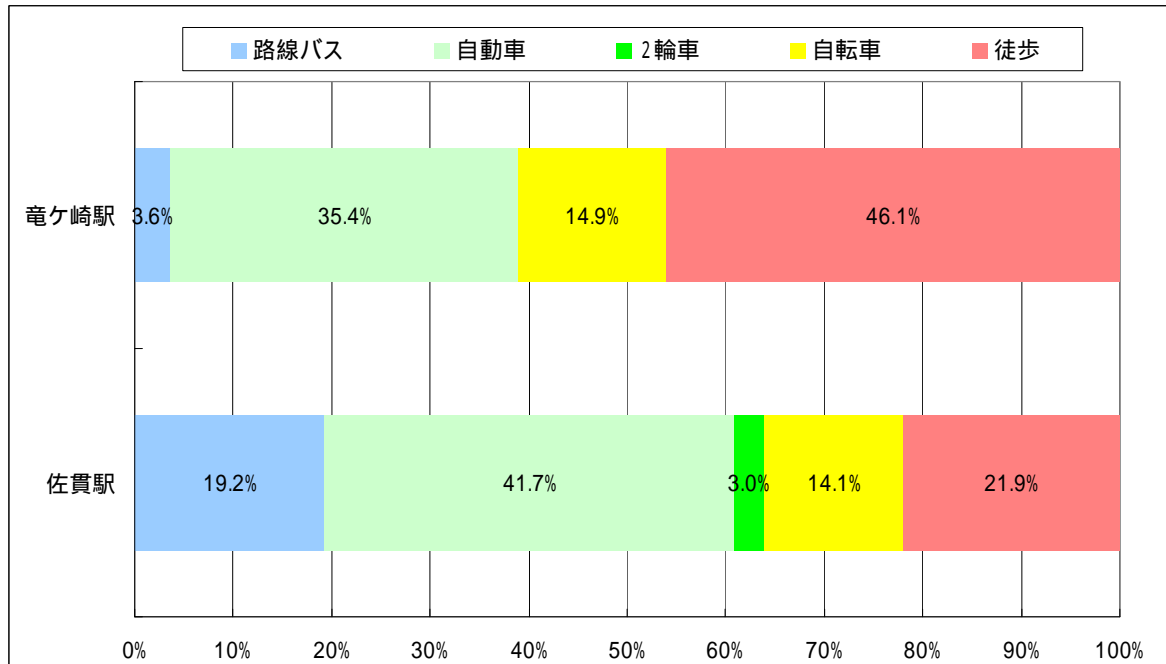


資料：第5回東京都市圏パーソントリップ調査（交通実態調査）
図 1-7 龍ヶ崎市に関連する流動



資料：第5回東京都市圏パーソントリップ調査（交通実態調査）

図 1-8 龍ヶ崎市に関連する流動における代表交通手段の割合



資料：第5回東京都市圏パーソントリップ調査（交通実態調査）

図 1-9 龍ヶ崎駅、佐貫駅における端末交通手段の割合

1.2. 公共交通現況

1.2.1. 鉄道

(1) ネットワーク

- ・市西部にＪＲ常磐線が運行しており、市の玄関口である佐貫駅がある。
- ・関東鉄道竜ヶ崎線が佐貫駅～竜ヶ崎駅間で運行しており、佐貫駅でＪＲ常磐線と連絡している。

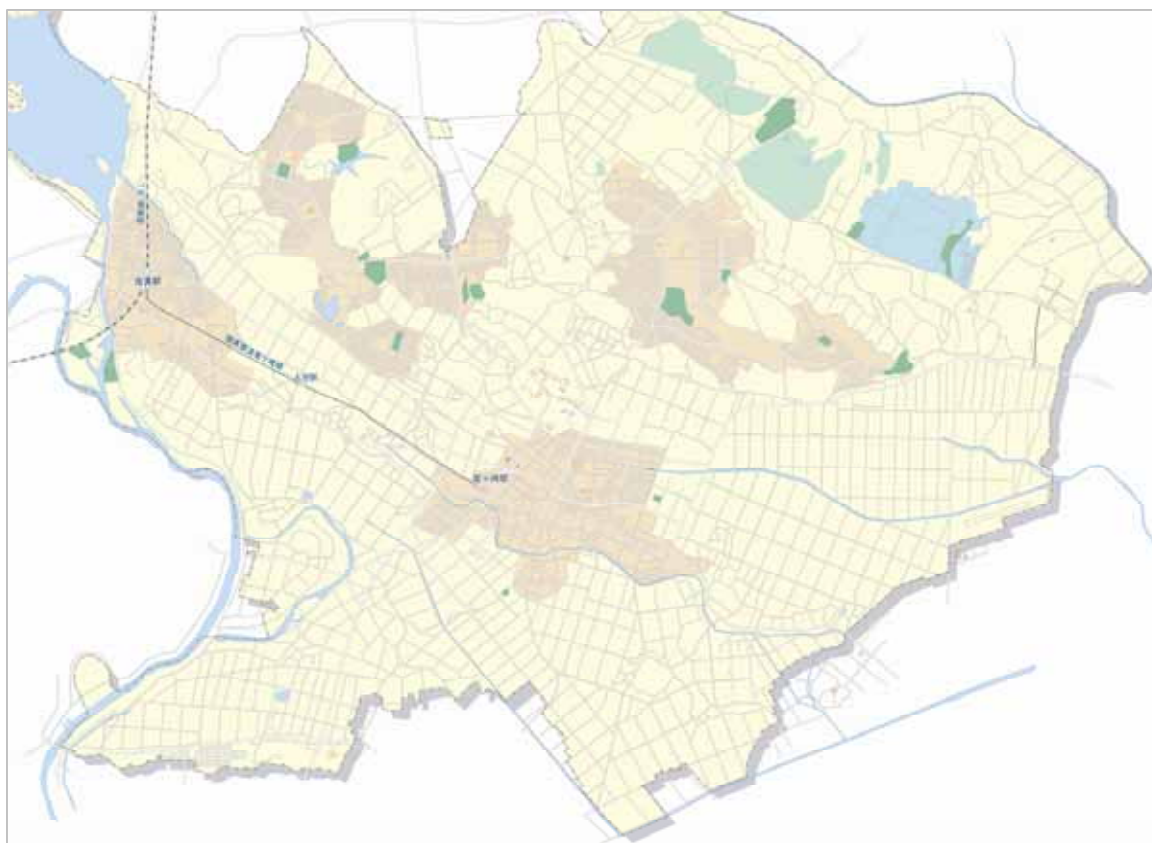


図 1-10 鉄道ネットワーク

(2) 運行状況

- 【JR常磐線（佐貫駅）】
- ・運行本数は往復158本/日であり、朝夕の通勤通学時間帯は特急も停車する。
- 【関東鉄道竜ヶ崎線】
- ・運行本数は往復82本/日であり、1時間当たり1～3本で運行されている。
 - ・運賃は佐貫～竜ヶ崎駅が210円、所要時間は7分である。

【上り】

5	38
6	MF ^上 03 21 28 37 43 54 59
7	MF ^上 06 14 17 23 29 34 41 46 55
8	MF ^上 02 14 19 ^特 22 26 36 51 ^特 55
9	MF ^上 23 29 46
10	MF ^上 06 17 28 47
11	MF ^上 07 17 28 47
12	MF ^上 07 17 28 47
13	MF ^上 07 17 28 47
14	MF ^上 07 17 28 40
15	MF ^上 17 28 46 57
16	17 43 58
17	12 22 45
18	06 24 44 55
19	11 24 40 52
20	11 23 36 52
21	11 39
22	01 17 38 54
23	42

【下り】

5	MF ^下 41 52
6	MF ^下 18 42 50
7	MF ^下 24 42 55
8	MF ^下 09 16 23 29 44 51 58
9	MF ^下 15 44 49
10	MF ^下 19 22 41 49
11	MF ^下 06 22 42 49
12	MF ^下 06 22 42 49
13	MF ^下 06 22 42 49
14	MF ^下 06 22 42 49
15	MF ^下 07 31 43 56
16	MF ^下 22 38 50 ^特 59
17	MF ^下 02 05 11 22 30 ^特 44 51
18	MF ^下 02 05 14 23 38 52
19	MF ^下 04 10 33 44 51 57
20	MF ^下 03 11 22 38 46 53
21	MF ^下 05 11 36 52
22	01 30
23	01 30

出典：JR東日本旅客鉄道(株)HP

図 1-11 JR佐貫駅の時刻表（平日）

【佐貫駅】

時	下	上	時
5			41
6		46 22	01
7		31	09
8		53 30	00
9		56 38	20
10		53	20
11		53	20
12		53	20
13		53	20
14		52	20
15		46	20
16		30	11
17		27	01
18		27	03
19		57 29	03
20		48	28
21		42	14
22		58 34	03
23		16	
0			

【竜ヶ崎駅】

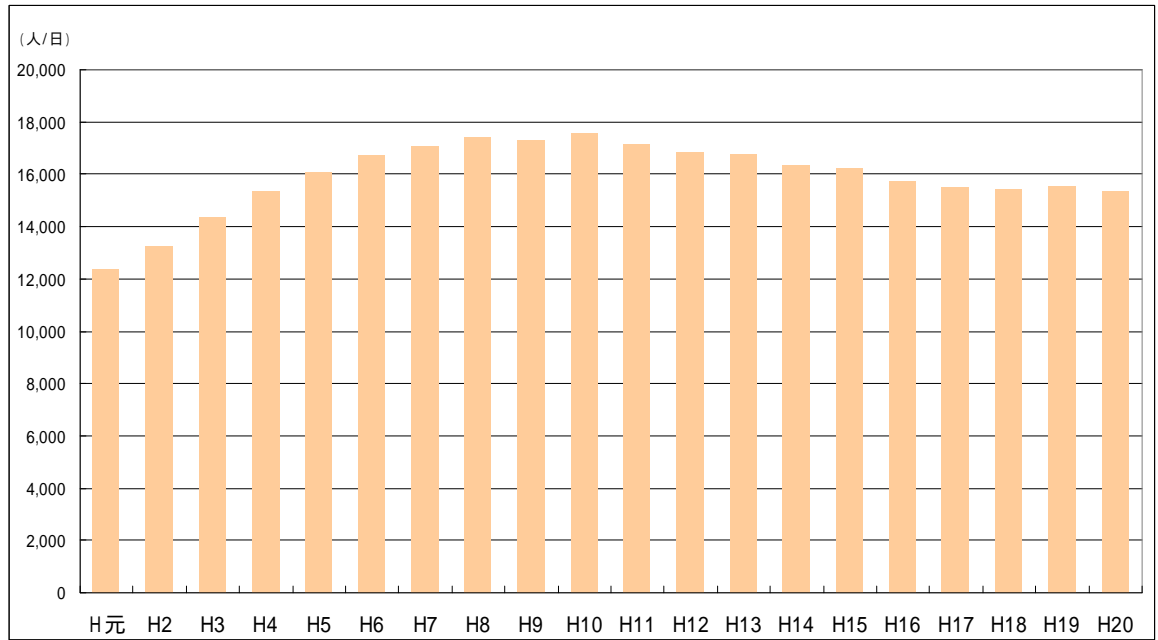
時	上	下	時
5	25 51		5
6	10 31 55		6
7	18 40		7
8	12 39		8
9	11 29 47		9
10	05 30		10
11	05 30		11
12	05 30		12
13	05 30		13
14	05 30		14
15	05 30 55		15
16	20 45		16
17	10 45		17
18	12 54		18
19	12 40		19
20	11 38 58		20
21	23 51		21
22	12 43		22
23	07		23
0			0

出典：関東鉄道HP

図 1-12 関東鉄道竜ヶ崎線の時刻表

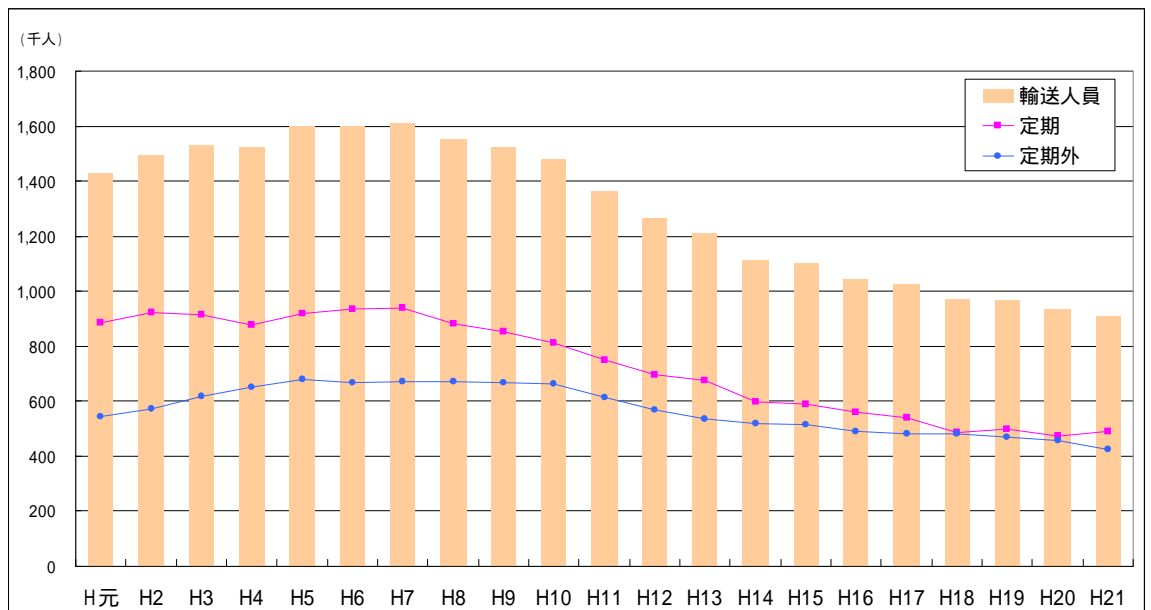
(3) 利用状況

【JR常磐線（佐貫駅）】
 ・平成10年をピークとして利用者数は減少を続けているが、平成17年以降は概ね横ばいである。
 【関東鉄道竜ヶ崎線】
 ・平成7年をピークとして利用者数は減少を続けている。特に定期利用者数の減少が多い。



資料：JR東日本旅客鉄道(株)HP

図 1-13 JR佐貫駅の1日平均乗車人員



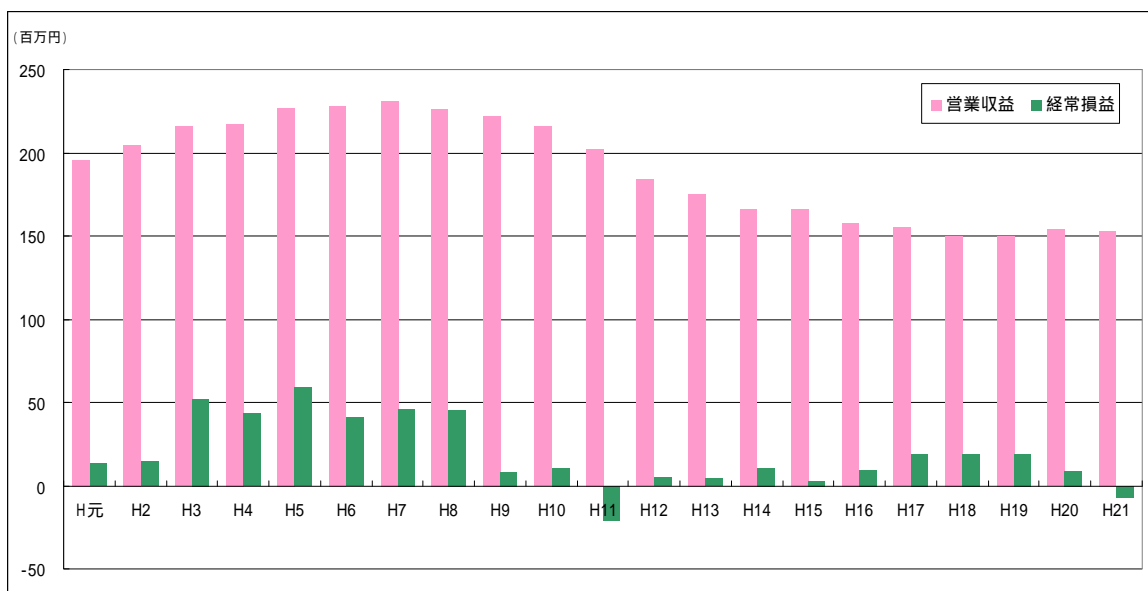
資料：関東鉄道(株)

図 1-14 関東鉄道竜ヶ崎線の年間利用者数

(4) 収支状況

【関東鉄道竜ヶ崎線】

- ・近年は経常利益が減少傾向にあり、平成 21 年度においては経常損失を生じている。
- ・平成 21 年度の経常損失は、P A S M O 等の設備投資の影響もある。



資料：関東鉄道(株)

図 1-15 関東鉄道竜ヶ崎線の収支状況

1.2.2. 路線バス

(1) ネットワーク（次頁参照）

- ・路線バス網は、JR佐貫駅、竜ヶ崎駅を中心としたネットワークで運行されている。
- ・周辺市町を連絡する路線も整備されている。

(2) 運行状況

【運行本数】

- ・運行本数は約 400 本 / 日であり、市内のみ路線は市外を連絡する路線より運行本数が充実している。

【運賃】

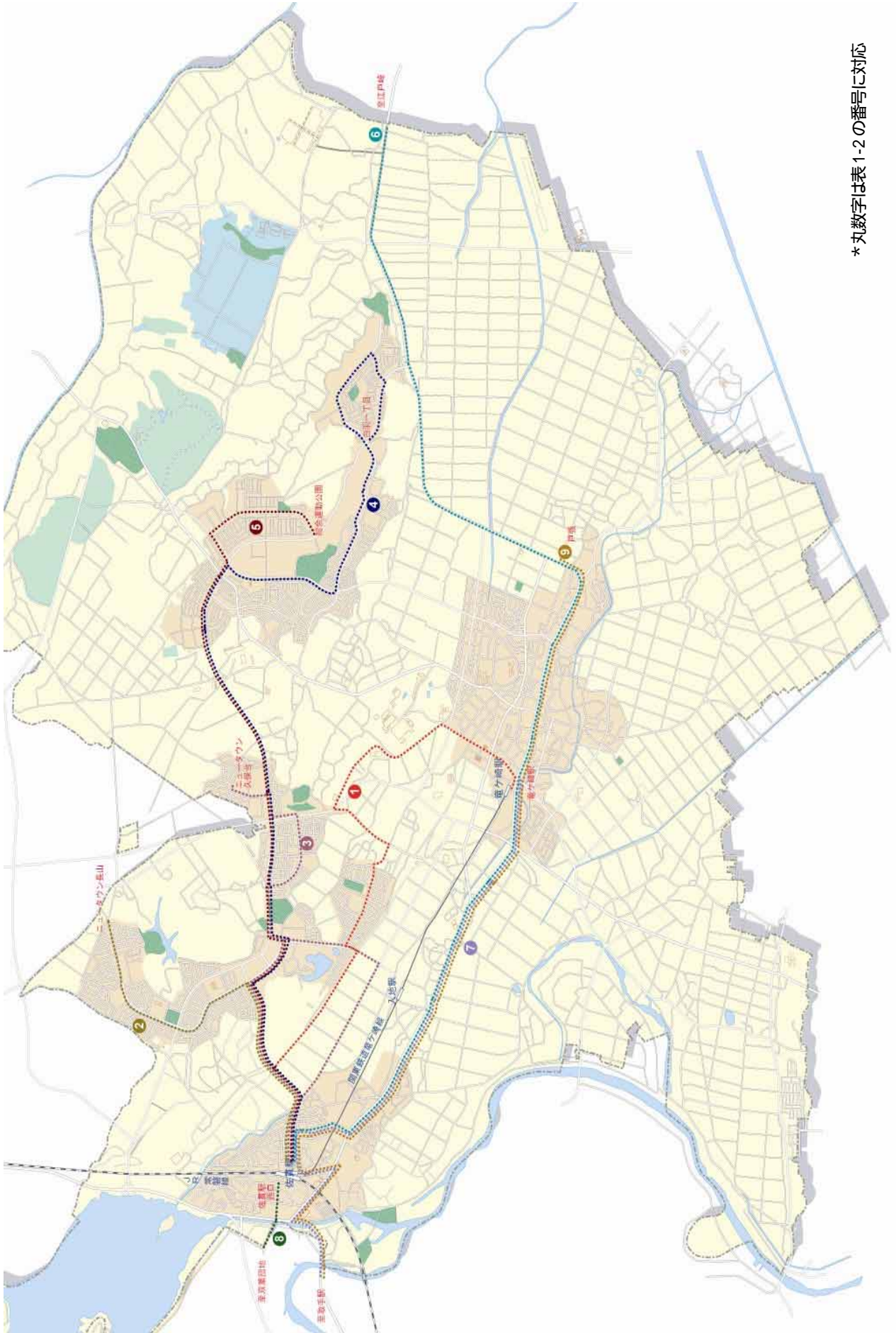
- ・昼間割引運賃があり、導入前の平成 13 年度より、昼間時間帯の利用者数は増加する傾向にある。

1) 運行本数

表 1-2 主な路線バスの運行本数

番号	経路	発	着	平日本数 (本/日)	備考(龍ヶ崎市内区間)
	佐貫駅～平台～竜ヶ崎駅	佐貫駅	竜ヶ崎駅	1	全区間
		竜ヶ崎駅	佐貫駅	0	
	ニュータウン長山～佐貫駅	ニュータウン長山	佐貫駅	53	全区間
		佐貫駅	ニュータウン長山	50	
	ニュータウン久保台～佐貫駅	ニュータウン久保台	佐貫駅	53	全区間
		佐貫駅	ニュータウン久保台	50	
	白羽一丁目～佐貫駅	白羽一丁目	佐貫駅	50	全区間
		佐貫駅	白羽一丁目	47	
	佐貫駅～総合運動公園	佐貫駅	総合運動公園	13	全区間
		総合運動公園	佐貫駅	12	
	江戸崎～柴崎～戸張～竜ヶ崎駅～佐貫駅	江戸崎	佐貫駅	10	佐貫駅～下塗戸(31停留所)
		佐貫駅	江戸崎	11	
	竜ヶ崎駅～取手駅	竜ヶ崎駅	取手駅	14	竜ヶ崎駅～小通橋(18停留所)
		取手駅	竜ヶ崎駅	15	
	佐貫駅西口～双葉団地	佐貫駅西口	双葉団地	13	佐貫駅西口～新川(2停留所)
		双葉団地	佐貫駅西口	16	
	戸張～光風台団地～取手駅	戸張	取手駅	1	小通橋～下塗戸(34停留所)
		取手駅	戸張	0	
計				409	

資料：関東鉄道HP



*丸数字は表1-2の番号に対応

図 1-16 バスネットワーク（路線バス）

2) 運賃

路線バスの昼間割引

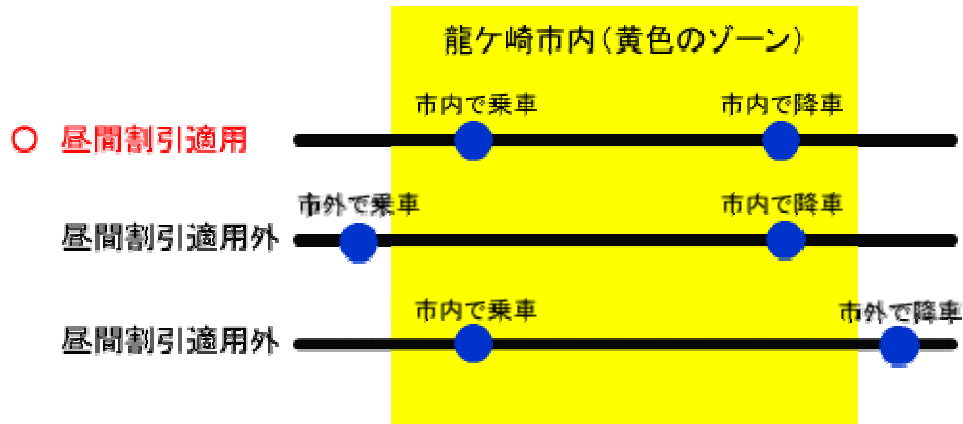
平成 14 年 7 月 1 日のコミュニティバスの運行開始とあわせて、バス交通事業者である関東鉄道(株)の協力により、路線バスの昼間割運賃を実施している。

具体的な対象条件は

関東鉄道(株)が運行する路線バス全線

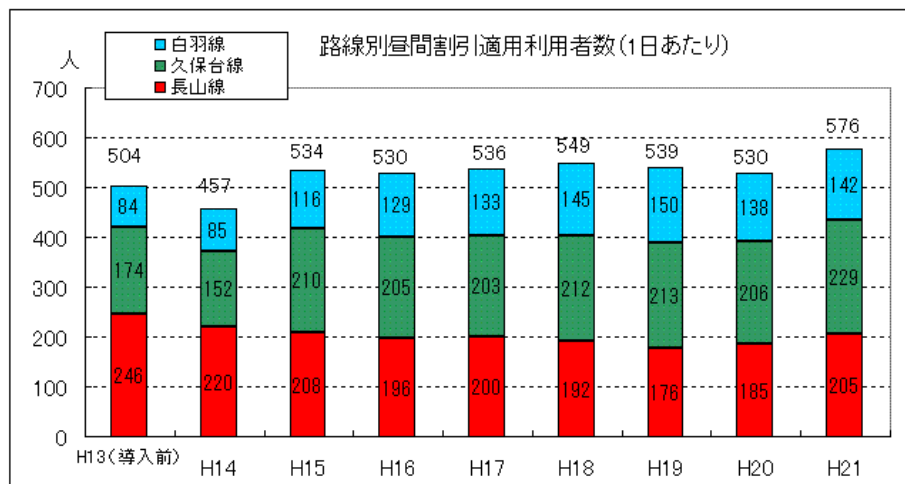
始発地の発車時刻が午前 8 時から午後 5 時まで

運賃は初乗り 160 円、市内移動であればどこまで利用しても運賃上限 200 円



出典：龍ヶ崎市 H P

図 1-17 昼間割引運賃の適用条件



出典：龍ヶ崎市 H P

図 1-18 昼間割引運賃の利用者数の推移

関鉄ふれ愛パス

関鉄グループ共通高齢者全線フリー定期券

対象者：満 70 歳以上の方

適用区間：関鉄グループの一般乗合バス路線

発売額：〔3 か月〕 9,000 円

〔6 か月〕 16,000 円

〔12 か月〕 30,000 円

1.2.3. コミュニティバス

(1) ネットワーク（次頁参照）

- ・循環ルートが内回り・外回りの2ルート、その他5ルートが運行している。
- ・コミュニティバス運行の経緯は以下のとおり。
 - ・平成14年7月1日 運行開始
 路線 循環ルート（内回り・外回り） 各9便
 A B Cルート 各6便
 - ・平成15年7月1日 一部改正
 循環ルート（内回り・外回り）増便 各9便 各11便
 A B Cルート停留所増設、一部時刻改正
 - ・平成19年4月1日
 A B Cルート3路線をA B C D Eルート5路線(車両：4台)とし、全体を再編
 A B C D Eルートにバリアフリー対応車両導入
 - ・平成19年7月21日
 循環ルート車両2台更新
 - ・平成21年4月
 停留所増設
 Cルート一部時刻改正
 - ・平成22年11月
 停留所増設
 循環ルート、A、Cルート一部改正

(2) 運行状況

- 【運行本数】
- ・運行本数は51本/日
- 【運賃】
- ・運賃は一律100円。(ただし、未就学児は無料、手帳(身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳)所有者と、第1種身体障害者及び第1種知的障害者の介護者は50円)
- ・回数乗車券は11枚つづりで1,000円

表 1-3 コミュニティバスの運行本数

経路	発	着	平日本数 (本/日)	備考
循環ルート内回り	竜ヶ崎駅	竜ヶ崎駅	11	
循環ルート外回り	竜ヶ崎駅	竜ヶ崎駅	11	
Aルート	南が丘公園	南が丘公園	6	
Bルート	総合福祉センター	総合福祉センター	6	
Cルート	南が丘公園	南が丘公園	6	
Dルート	総合福祉センター	総合福祉センター	4	
Eルート	佐貫駅西口	佐貫駅西口	7	
		計	51	

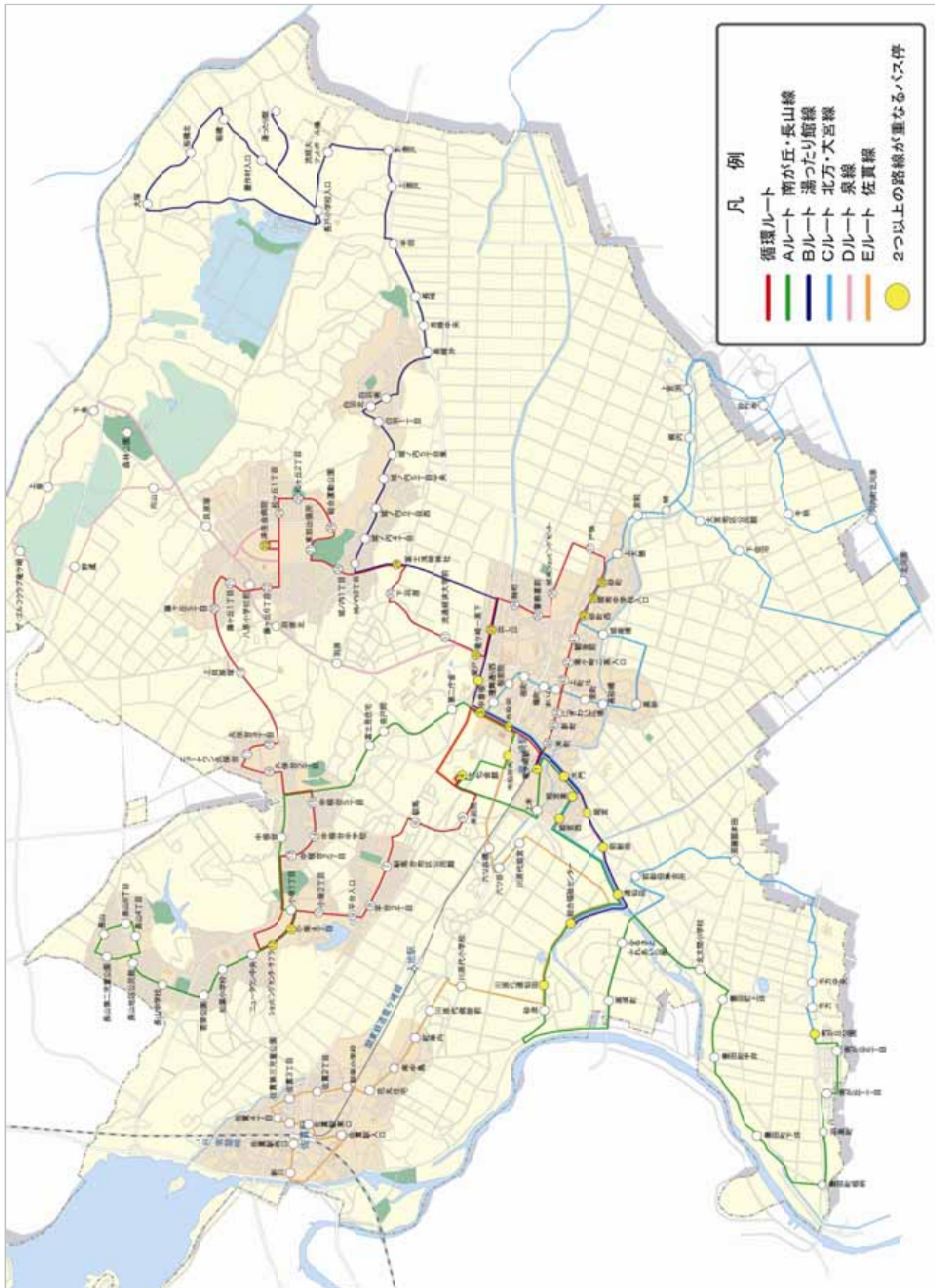
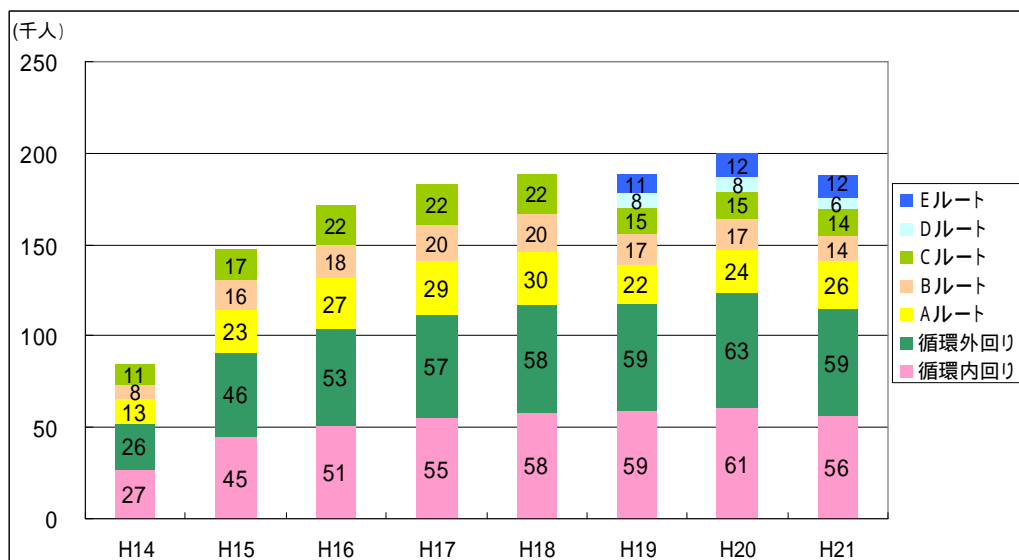


図 1-19 バスネットワーク（コミュニティバス）

(3) 利用状況

【コミュニティバス】

・ルートの増加などの改善を進めた効果もあり、安定した利用者数がある。



* H18までのABCルートとH19以降のABCルートは路線が異なる
資料：龍ヶ崎市

図 1-20 コミュニティバスの利用者数

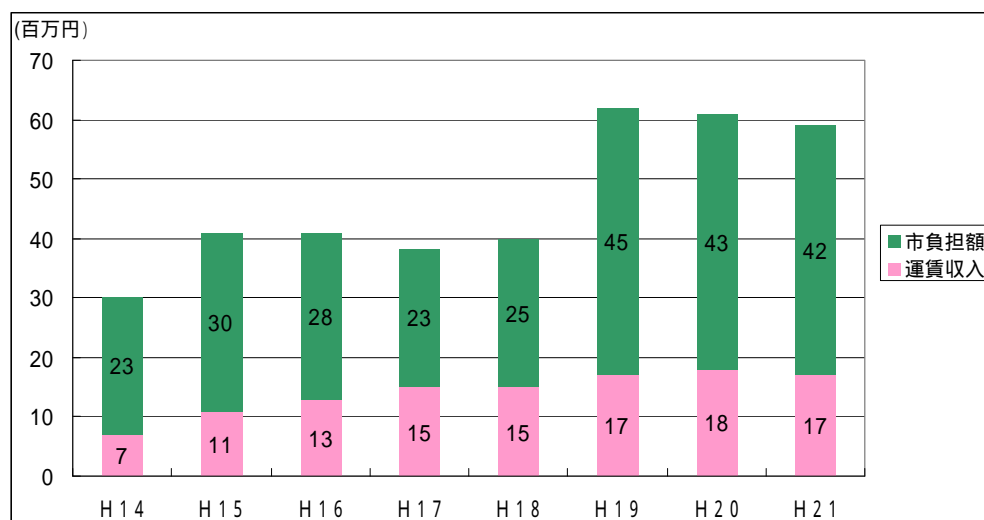
(4) 収支状況

・コミュニティバスは、市が運行事業者に対し運行に係る損失（運行経費 - 運賃収入）を補償する協定を締結し運行している。

$$\text{運行経費} = \text{運賃収入} + \text{市負担額}$$

・平成21年度は、約5,900万円の運行経費に対し、運賃収入約1,700万円、市負担額約4,200万円であった。

・平成19年度からのABCDEルート運行経費の増加は、路線拡大や、新規車両導入に伴う減価償却費が含まれるためである。



資料：龍ヶ崎市

図 1-21 コミュニティバスの収支状況

1.2.4. バス交通カバー圏域人口

- ・路線バス及びコミュニティバスにより、バス交通を利用可能な人口は約 74,000 人であり、全人口の約 93%である。
- ・一方、バス交通のカバー圏に含まれない人口は、約 5,300 人であり、全人口の約 7%である。

* 総務省統計局の平成 17 年国勢調査地域メッシュ統計を利用して、バス交通のカバー圏域人口を検討。バス交通のカバー圏域は、徒歩圏 300m (都市交通マスタープラン策定時と同条件) として設定した。

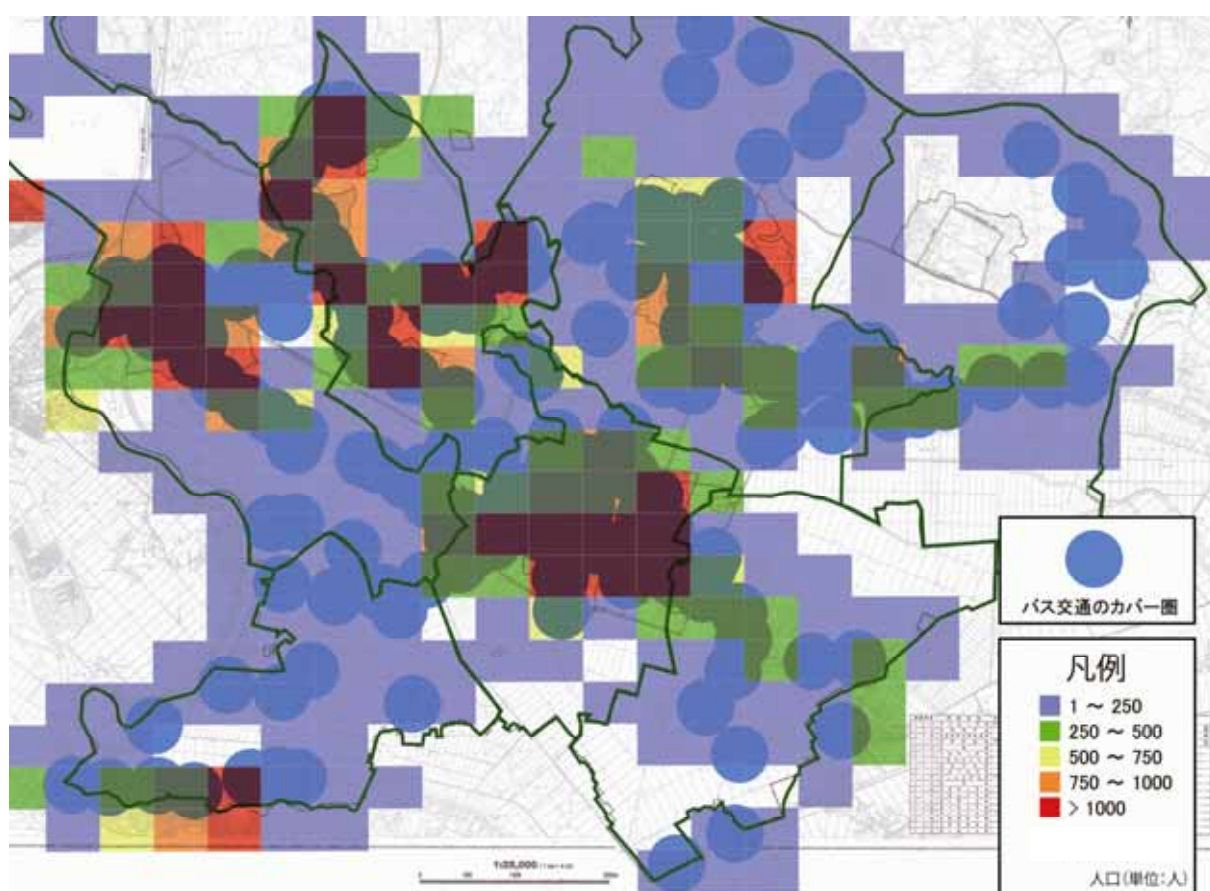
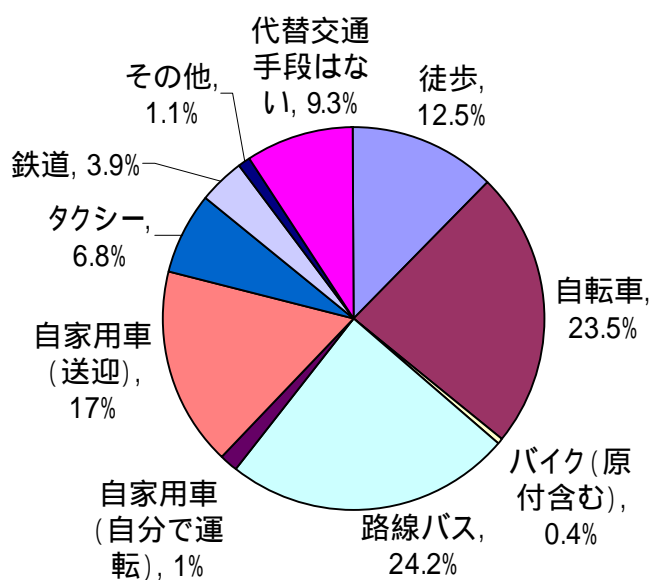


図 1-22 バス交通のカバー圏域人口

1.2.5. コミュニティバスがなかった場合の交通手段

- ・コミュニティバスがなかった場合、代替交通手段がない人が約9%存在している。
- ・また、コミュニティバスがなかった場合、約18%が自家用車（自分で運転、送迎）へ転換する。

N=281



資料：龍ヶ崎市コミュニティバス利用実態調査報告書

図 1-23 コミュニティバスがなかった場合の交通手段

2. 市内の移動実態と市民ニーズ

ここでは、「公共交通に関するアンケート」結果に基づき、公共交通利用実態及び公共交通に関する市民ニーズの整理を行った。

2.1. 公共交通の必要性

- ・公共交通が「とても必要」と考えている割合は約51%であり、「やや必要」も含めると約78%である。
- ・一方、必要ないと考える割合は約22%である。

N=782

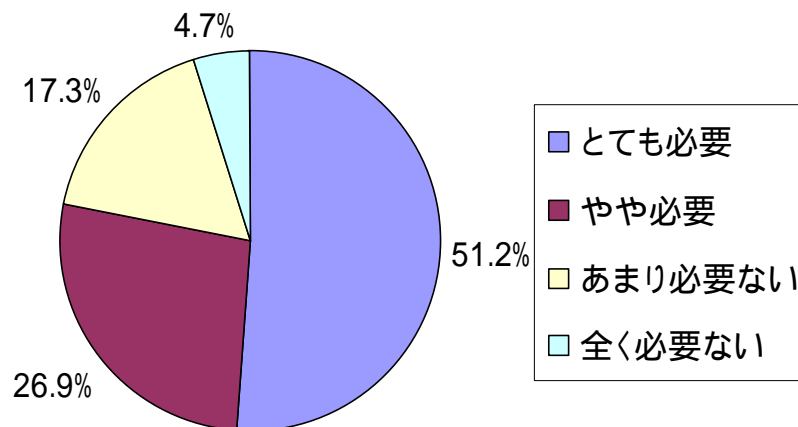


図 2-1 公共交通の必要性

2.2. 移動状況

(1) 自宅からの移動の目的、頻度、行き先

- ・外出の目的は、「買い物」が約 35%で最も多く、次いで「通勤・通学」が約 27%で多い。
- ・外出の頻度は、約 34%の人が「1週間に1～3回程度」で最も多く、次いで「1ヶ月に1～3回程度」が約 31%と多い。
- ・外出の頻度を目的別に見ると、「通院」「観光・行楽・レジャー」は1ヶ月に1～3回程度、「買い物」は1週間に1～3回程度が多い。

N=980

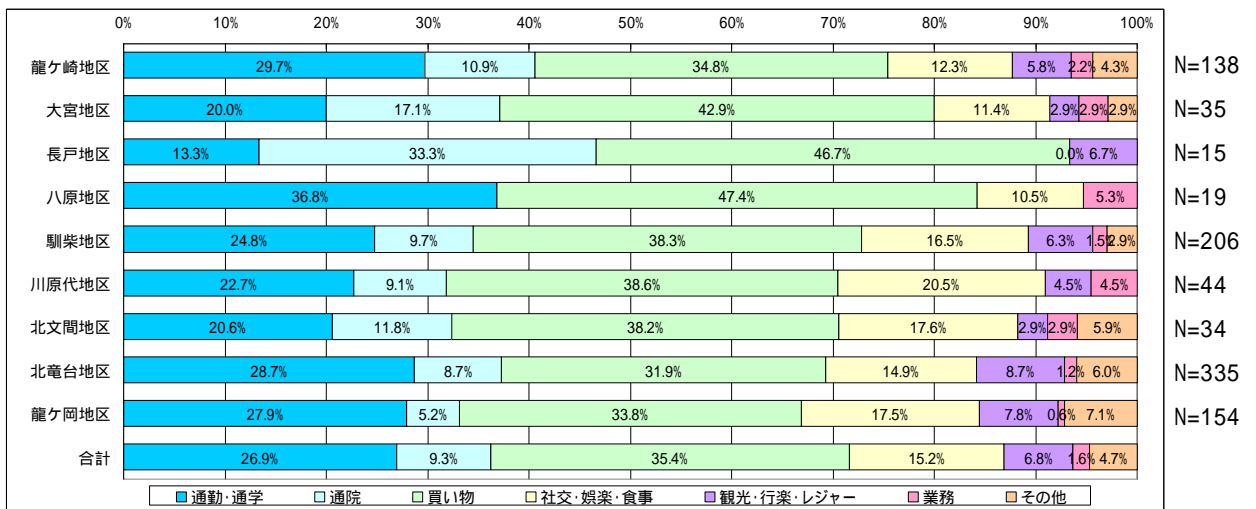


図 2-2 自宅からの移動目的

N=778

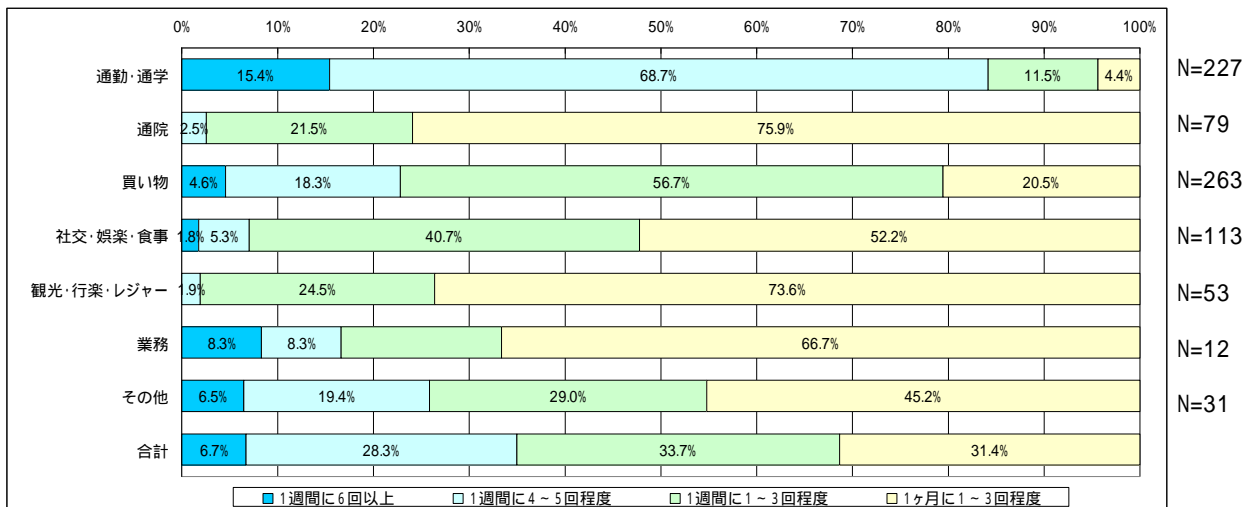


図 2-3 自宅からの移動頻度

- ・ 外出先は、「佐貴駅」が約 36%で最も多く、次いで「サプラ」が約 24%で多くなっており、この2箇所が行き先の大半を占める。
- ・ 地区別では、北龍台地区や龍ヶ岡地区から「佐貴駅」、北文間地区や佐貴地区から「サプラ」への割合が高い。
- ・ 高齢化率の高い長戸地区からは「龍ヶ崎済生会病院」への割合が高い。

N=921

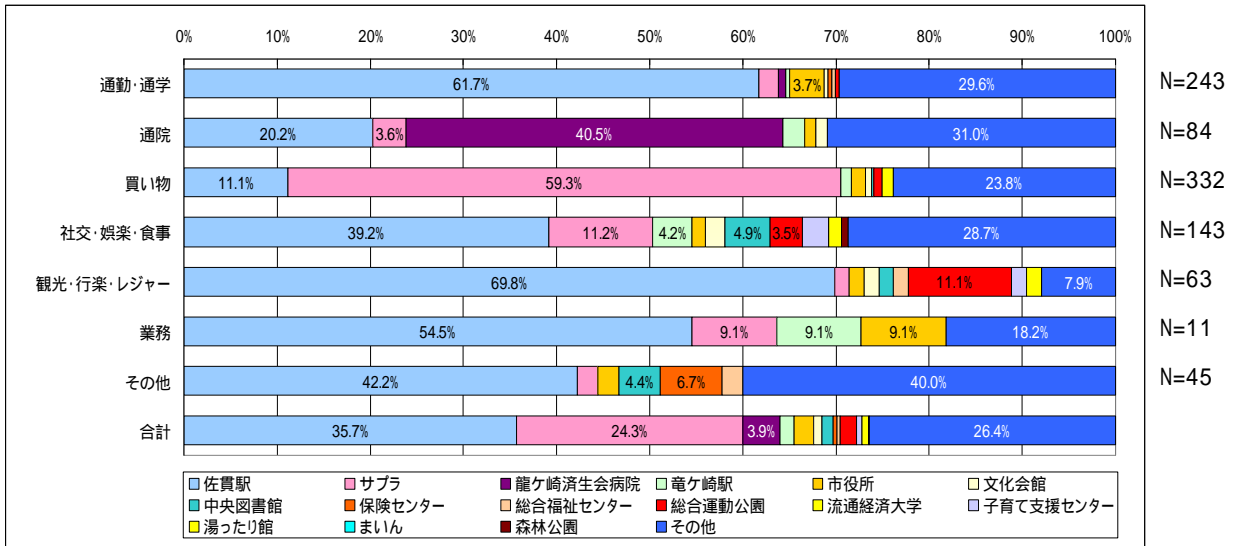
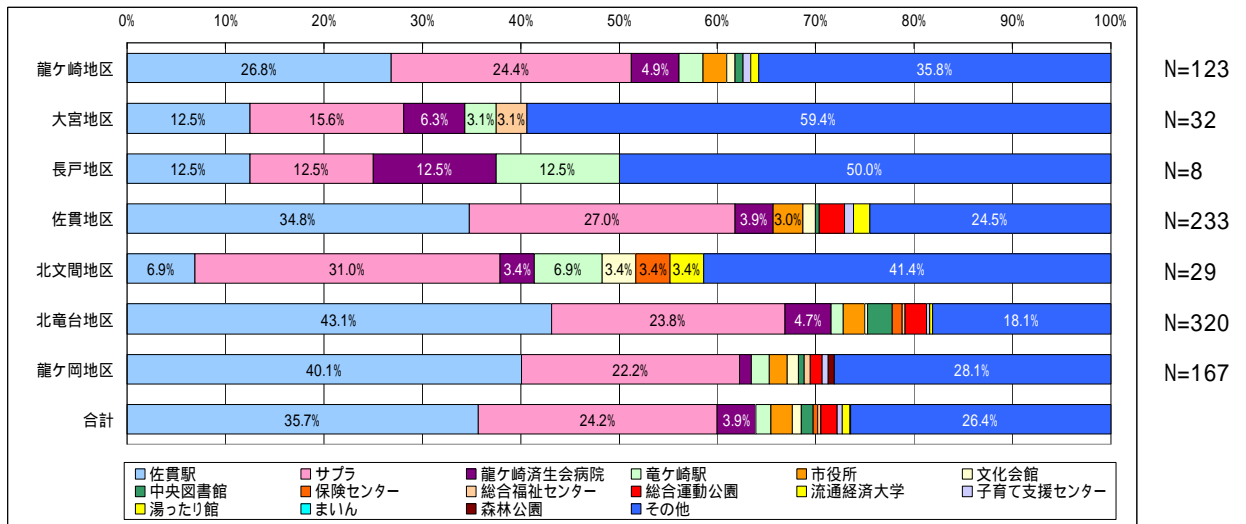


図 2-4 自宅からの移動先

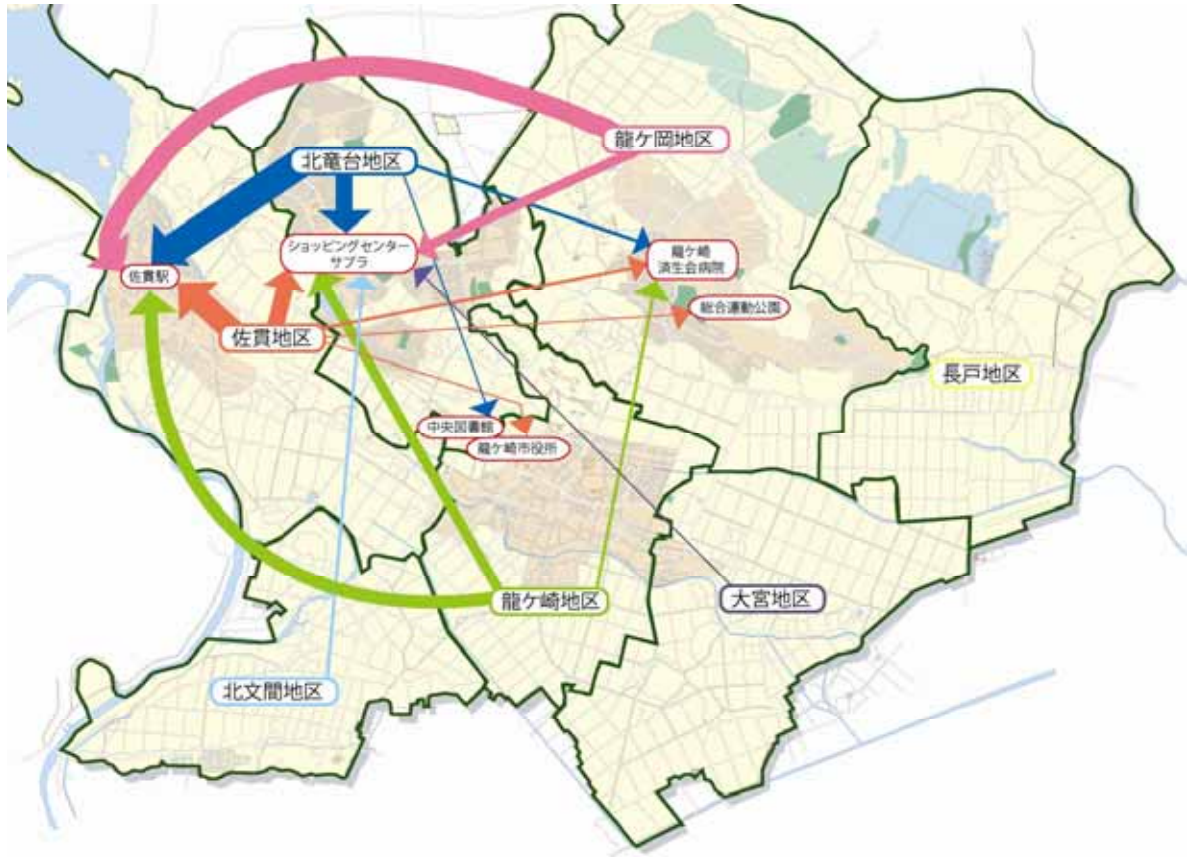
N=912



* 八原地区と龍ヶ岡地区をあわせて龍ヶ岡地区、馴染地区と川原代地区をあわせて佐貴地区として集計

図 2-5 自宅からの移動先

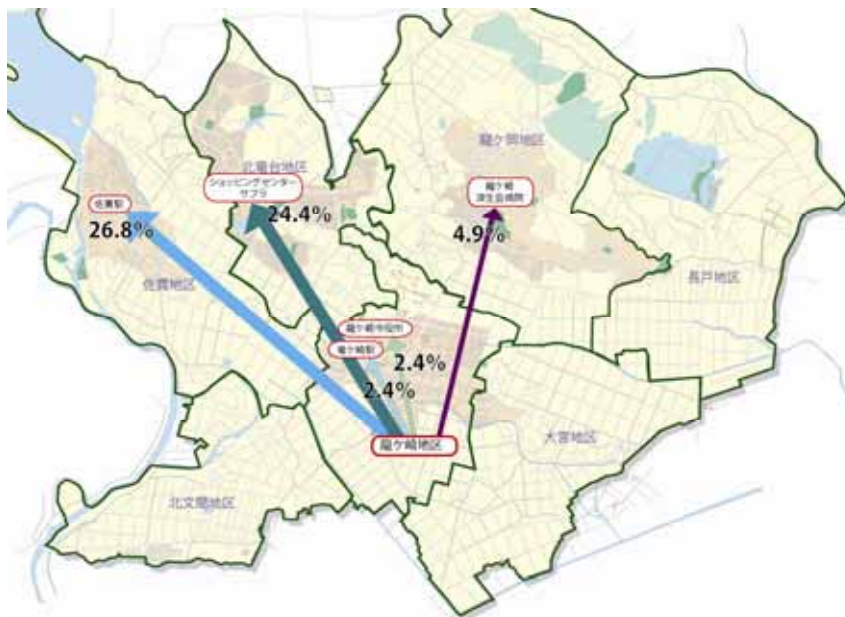
市内の主要な流動



* アンケート調査結果をもとに各地区の人口を考慮し作成。線の太さの比は移動量の比

【地区別の流動】

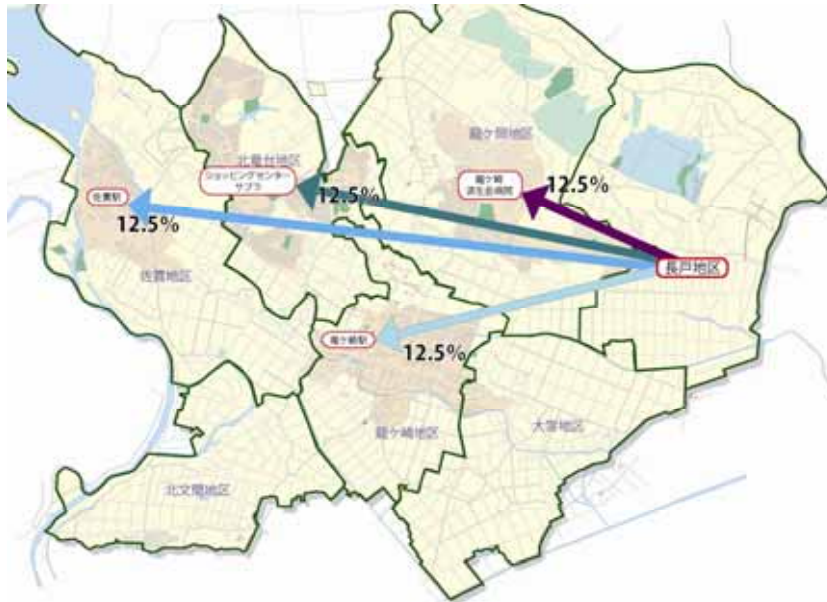
龍ヶ崎地区からの主な流動



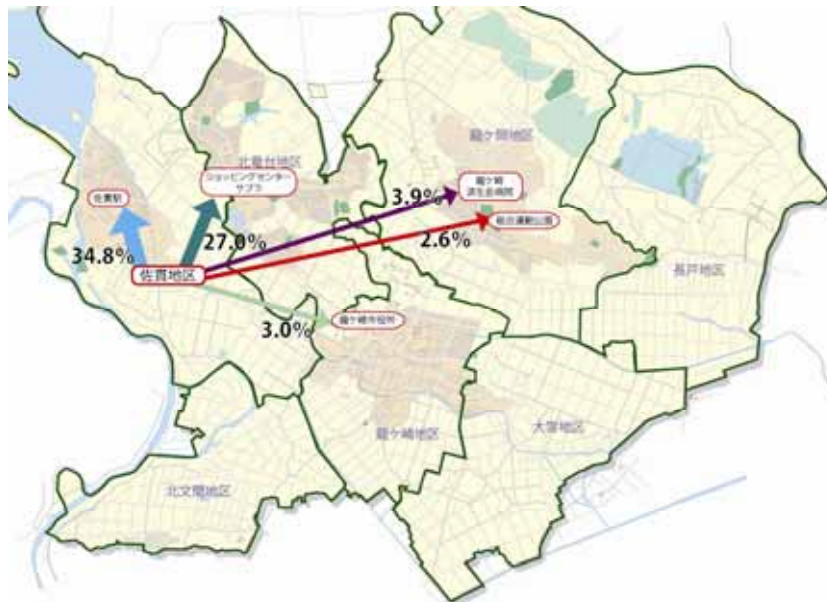
大宮地区からの主な流動



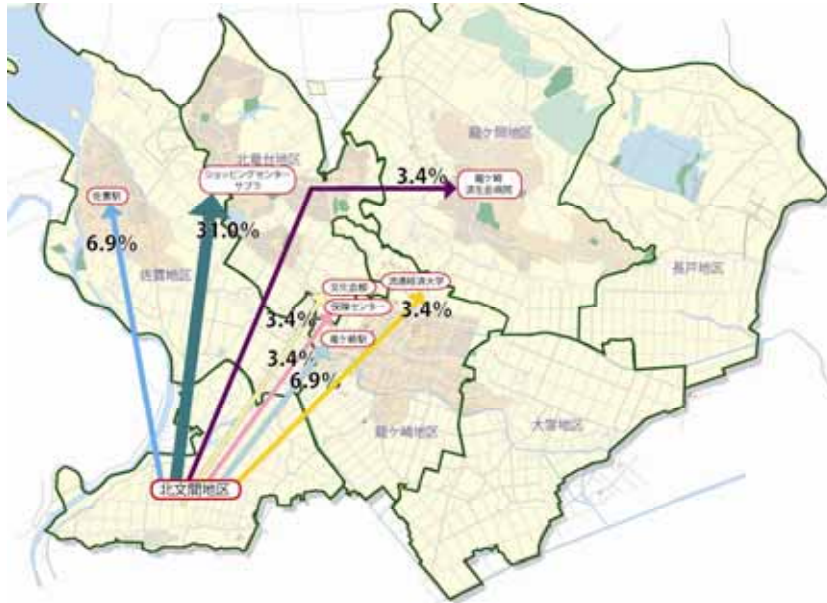
長戸地区からの主な流動



佐貫地区からの主な流動



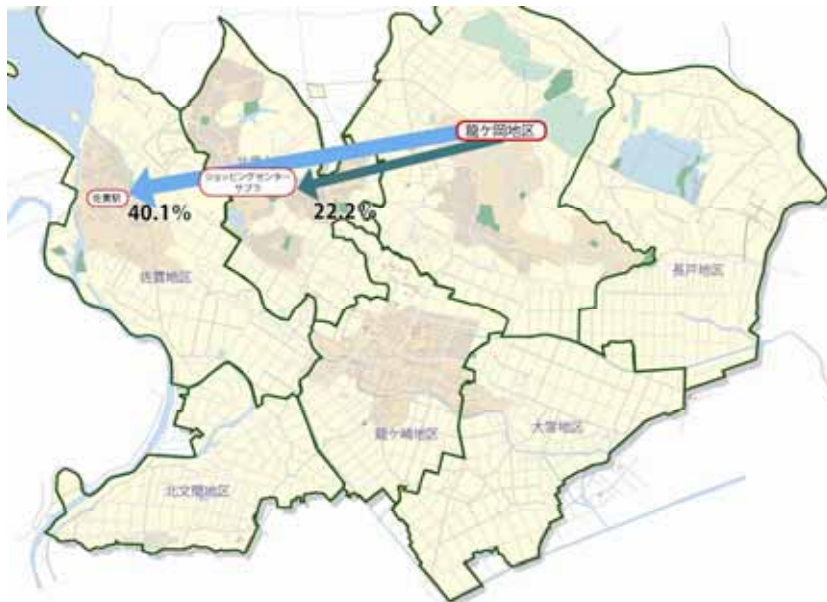
北文間地区からの主な流動



北竜台地区からの主な流動



龍ヶ岡地区からの主な流動



(2) 自由に使える自家用車等の保有

- ・約6割が「自分専用の自家用車」を保有しており、「自由に使える車がない」人は約1割である。
- ・代表交通手段が鉄道である人を見ると、「自由に使える車がない」人の割合は約29%、代表交通手段がバスである人の場合、約21%である。

N=595

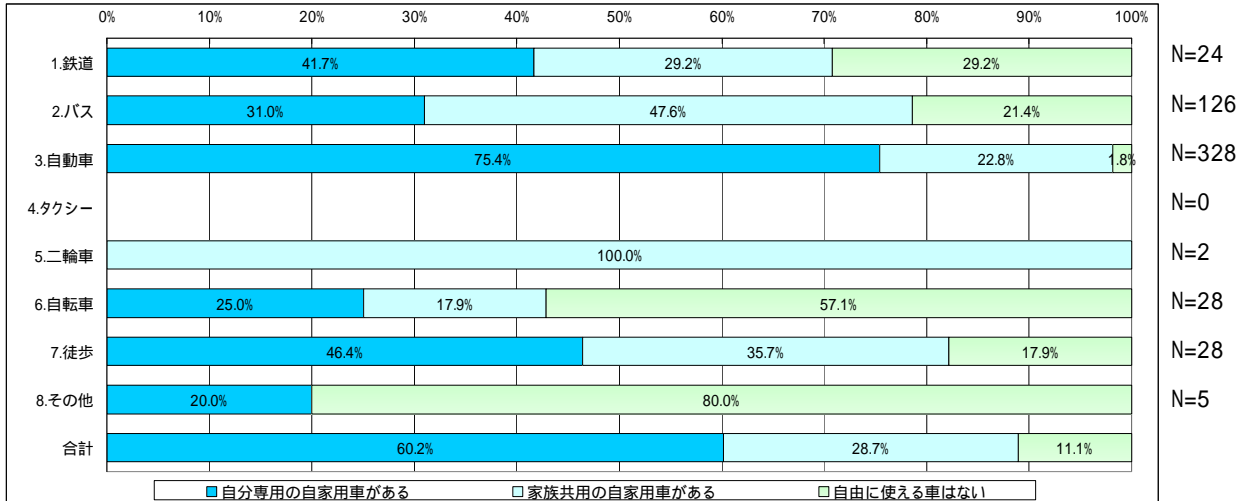


図 2-6 自由に使える自家用車等の保有（移動時の代表交通手段別）

N=722

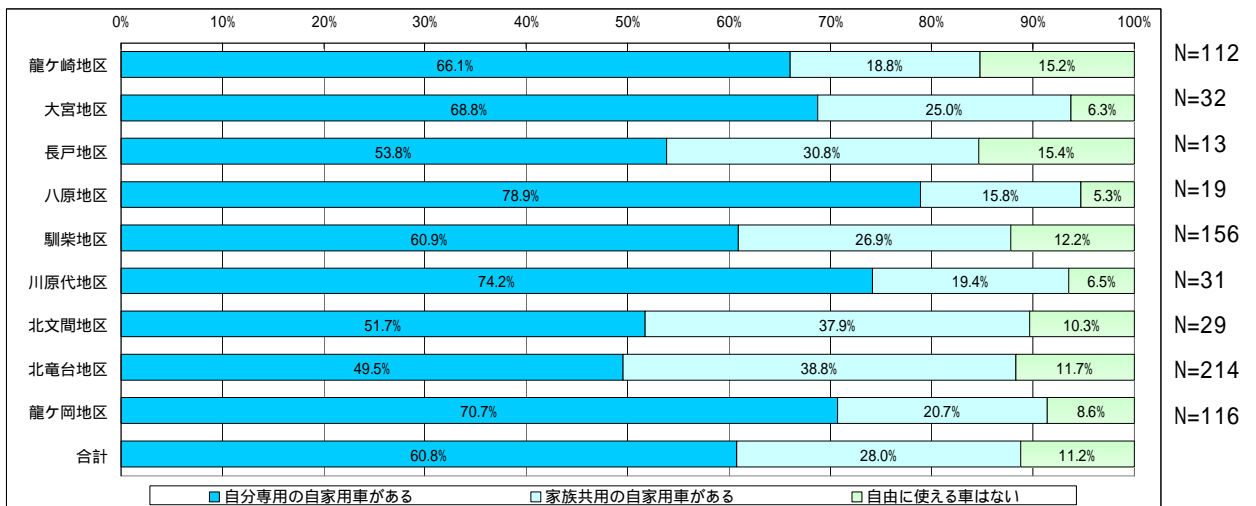


図 2-7 自由に使える自家用車等の保有

(3) 移動に利用する代表交通手段

- ・ 目的別では、「通院」、「行楽・観光・レジャー」で公共交通利用割合が高く、「買い物」での利用割合は低い。
- ・ 年代別では、「20歳未満」、「70歳以上」の高齢者の公共交通利用割合が他の年代より高い。

N=944

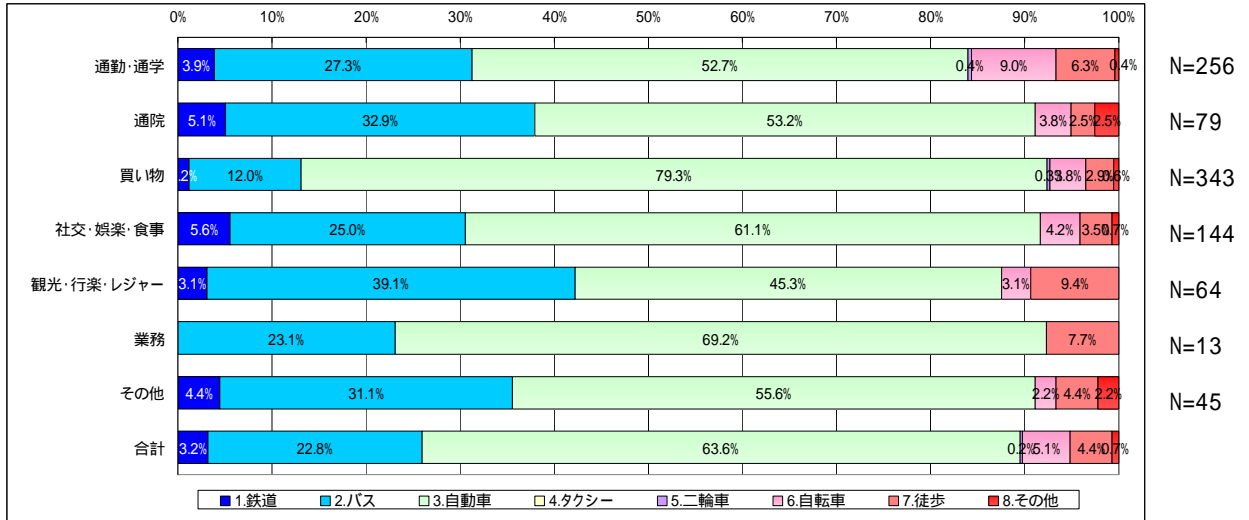


図 2-8 移動に利用する代表交通手段

N=948

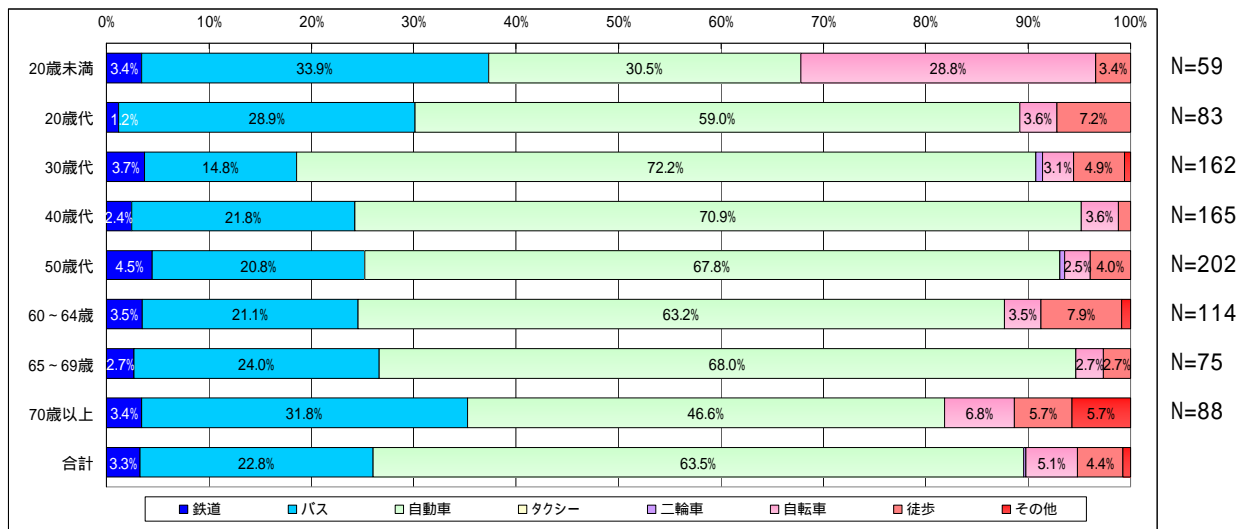


図 2-9 移動に利用する交通手段

- ・ 地区別で見ると、関東鉄道竜ヶ崎線が整備されている龍ヶ崎地区では鉄道の割合が高く、長戸、北龍台、龍ヶ岡地区ではバスの利用割合が高い。
- ・ 移動に不便を感じる交通手段は、鉄道、バスの公共交通で割合が高い。

N=929

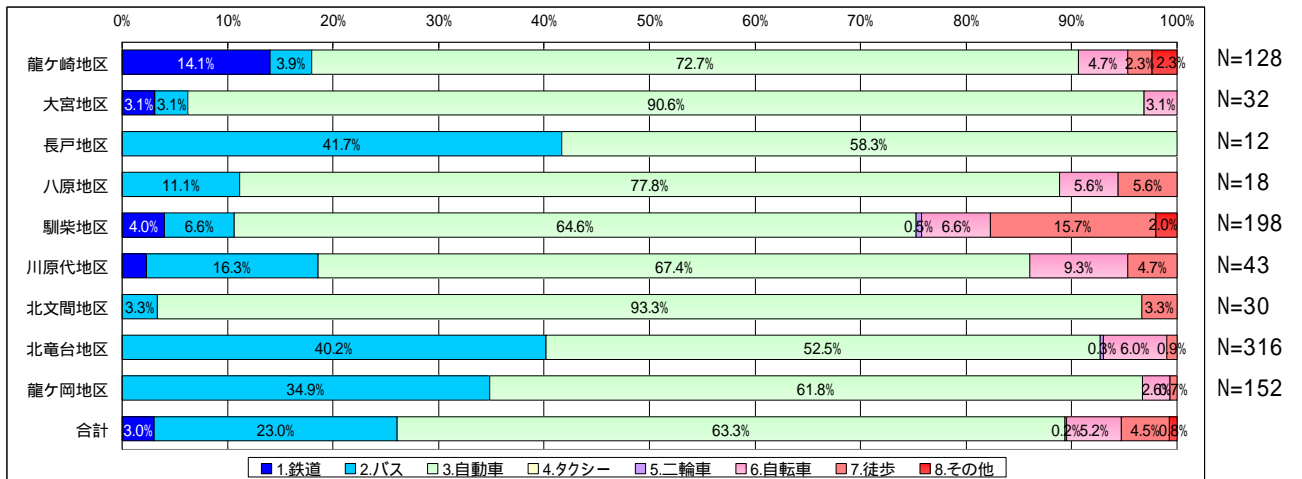


図 2-10 移動に利用する交通手段

N=907

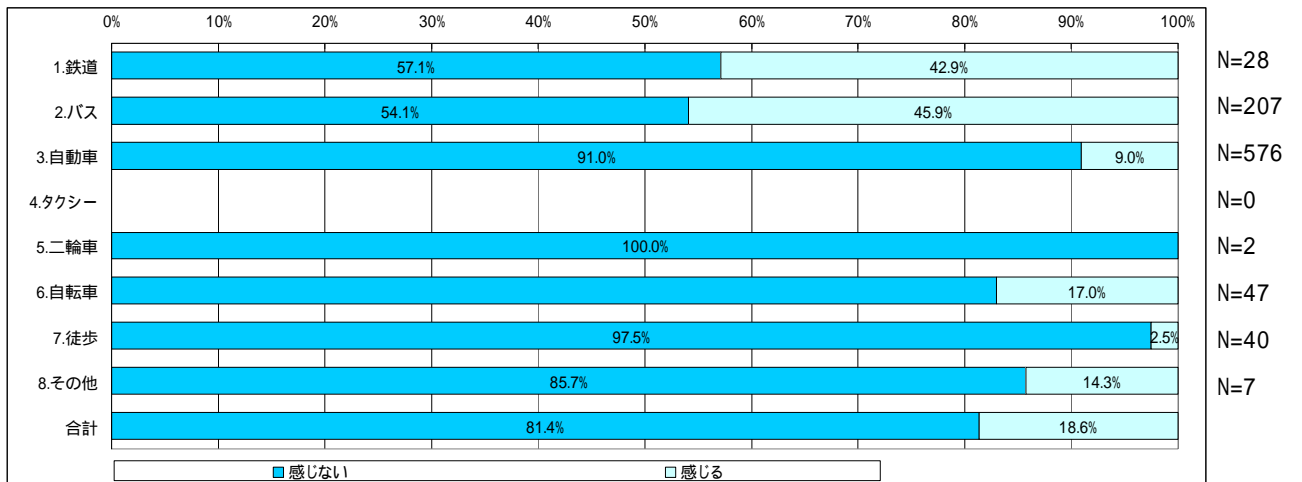


図 2-11 移動に利用する交通手段の不便さ

(4) 公共交通の不便を感じる点

- ・路線バスでは、「運行本数が少ない」が約47%で最も多く、次いで「運賃が高い」が約26%である。
- ・コミュニティバスでは、路線バス同様「運行本数が少ない」が約41%で最も多く、次いで「自宅からバス路線・バス停が遠い」が約16%である。
- ・路線バス、コミュニティバスいずれも、約2割の人が「不便とは感じない」と回答している。

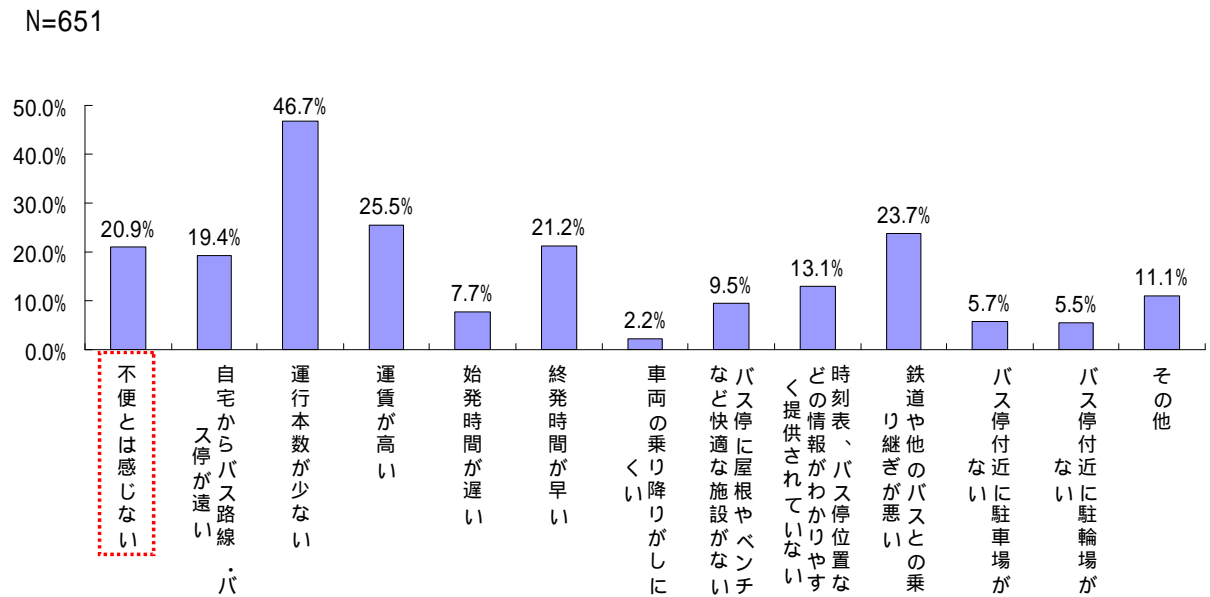


図 2-12 路線バスの不便を感じる点

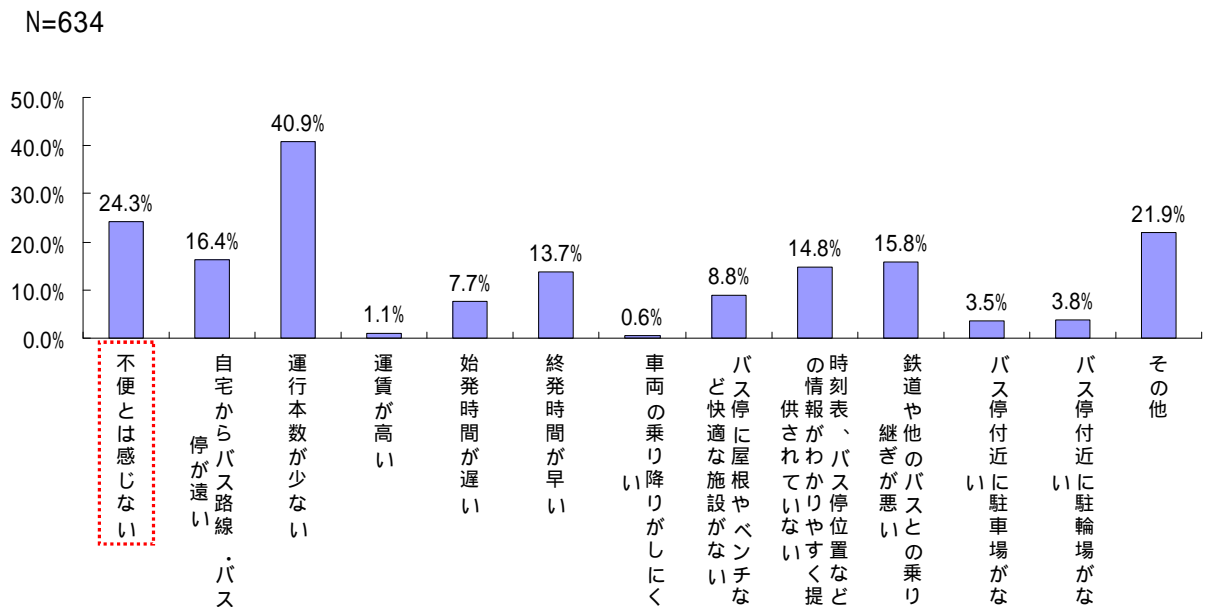


図 2-13 コミュニティバスの不便を感じる点

- ・鉄道（関東鉄道竜ヶ崎線）では、「運行本数が少ない」が約 27%で最も多く、次いで「運賃が高い」が約 26%である。
- ・鉄道（関東鉄道竜ヶ崎線）は、約 3 割の人が「不便とは感じない」と回答している。

N=582

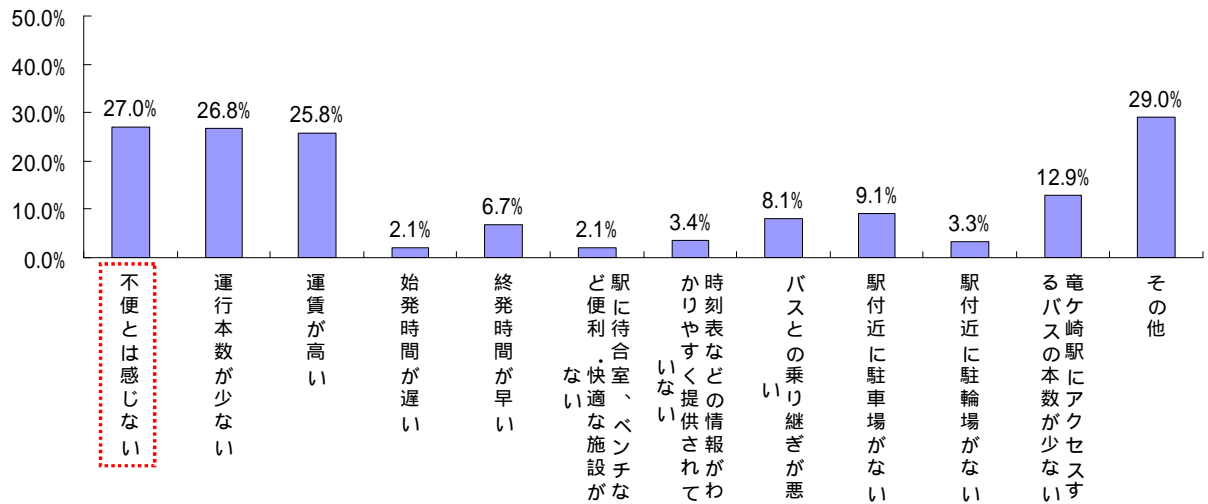


図 2-14 鉄道（関東鉄道竜ヶ崎線）の不便を感じる点

2.3. 市民ニーズ

(1) バスサービスの改善

- ・バスは、約 34%の人が利用している。
- ・バスサービスへの満足度は、約 45%の人が「満足」している。

N=722

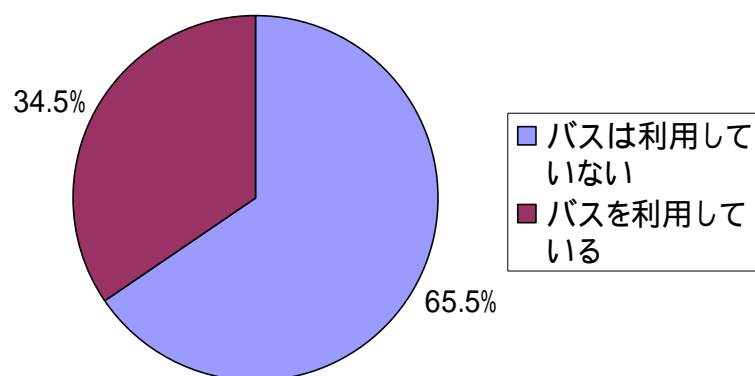


図 2-15 バス利用の現状

N=282

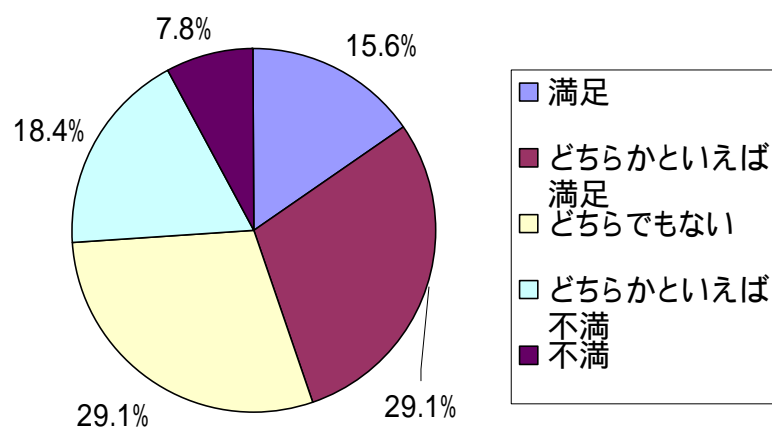


図 2-16 バスサービスの満足度

- ・バスサービス改善に伴う利用回数増加の可能性は、「改善内容によっては、バス利用が増える可能性がある」人が約5割となっている。
- ・要望するサービス改善の内容は、「運行本数を増加」が約7割で最も多く、次いで「運賃を安く」「終発時間を遅く」が多くなっている。
- ・サービス改善された場合のバス利用で行きたい場所は、龍ヶ岡、北龍台、龍ヶ崎地区から佐貫駅が多く、その他、ショッピングセンターサプラ、龍ヶ崎済生会病院なども多い。

N=662

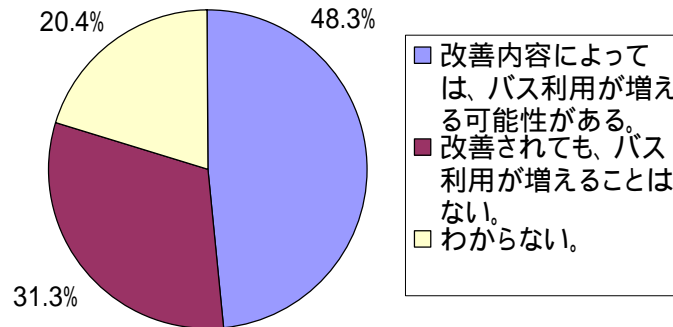


図 2-17 バスサービス改善に伴う利用回数増加の可能性

N=353

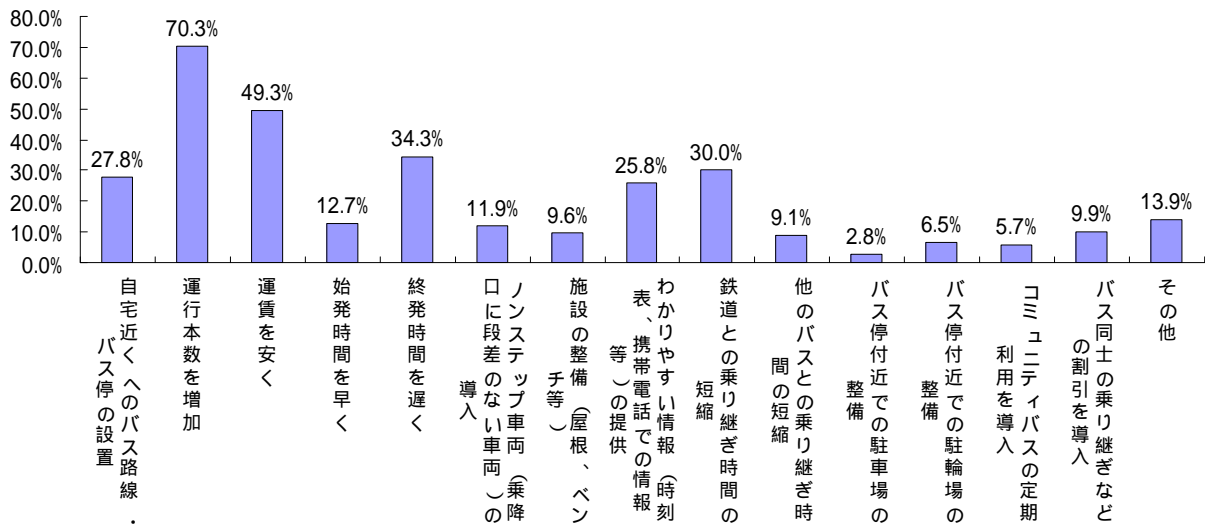
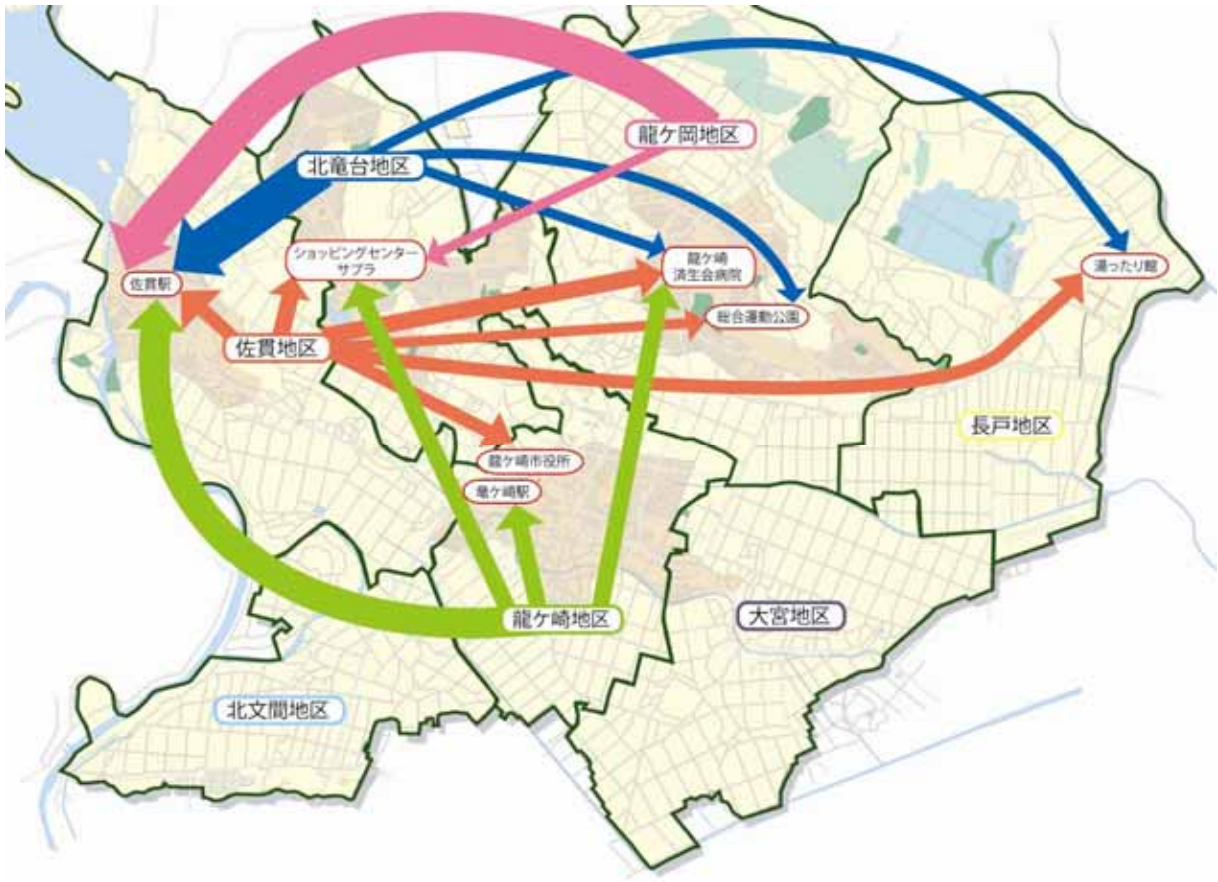


図 2-18 要望するサービス改善の内容



* アンケート調査結果をもとに各地区の人口を考慮し作成。線の太さの比は移動量の比

図 2-19 バスサービス改善に伴い行きたい場所

(2) 便利に移動する公共交通

- ・ 便利に移動する公共交通の利用意向は、約 1 / 3 の人が「利用する」と回答している。特に自由に使える車のない人は、約 55% が利用意向を示している。また、高齢者も利用する意向が高い。
- ・ 便利に移動する公共交通のサービス内容は、料金が「100 円」または「200 円」と安く、「バス停での乗降」としている人が約 8 割である。年代別で見ると、高齢者は「自宅付近で乗降」を望む割合がやや高い。

N=702

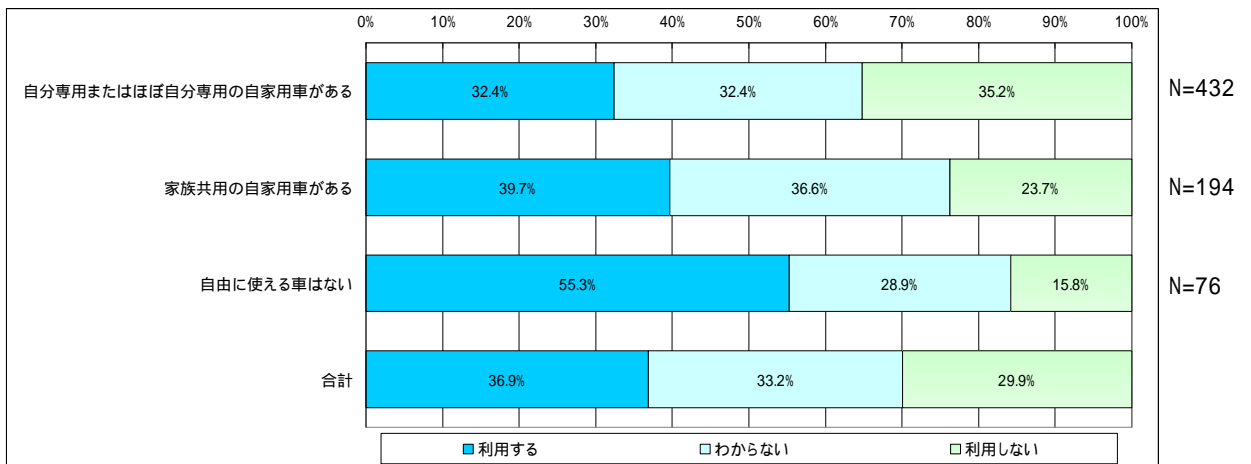


図 2-20 便利に移動する公共交通の利用意向

N=745

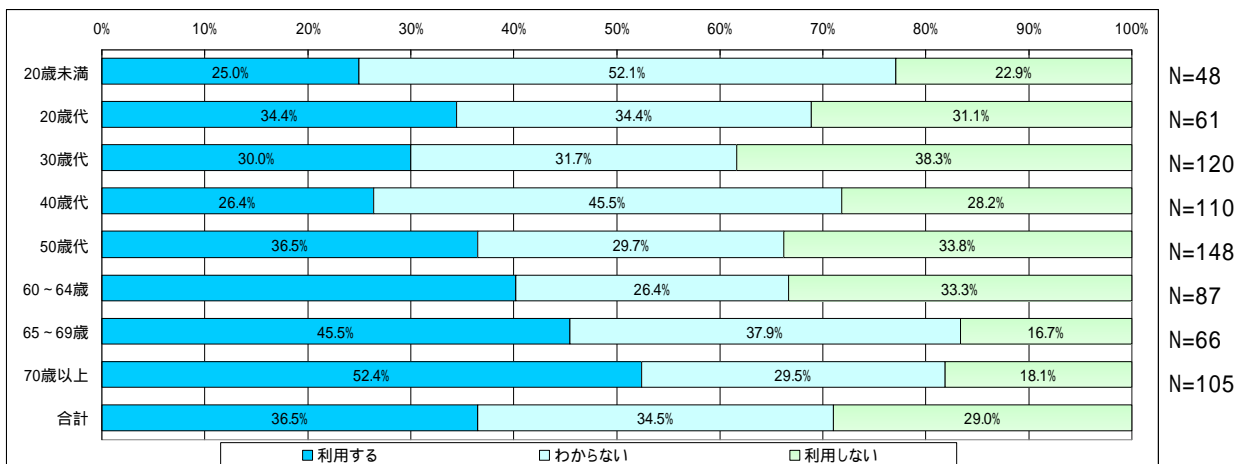


図 2-21 便利に移動する公共交通の利用意向

N=517

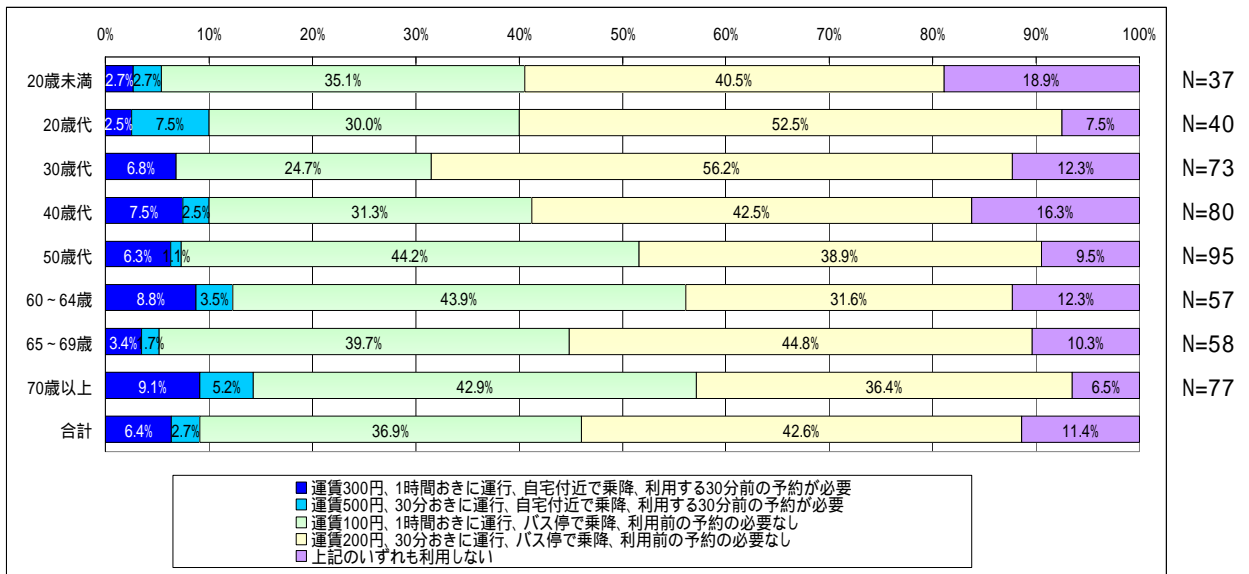


図 2-22 便利に移動する公共交通のサービス内容

(3) コミュニティバスの運営維持に関する意向

- ・コミュニティバスの適切な運営維持については、約 60%の人が「コミュニティバスの運行地域は、利用状況や市の財政状況を踏まえて検討することが望ましい」としている。「コミュニティバスの運行地域は、さらに市の負担を増やしても拡大することが望ましい」と考える人は 10%程度であるが、自由に使える車がない人に限ると約 15%である。
- ・運賃については、約 72%の人が現在と同じ「100 円程度の運賃を維持する」としており、「運賃はさらに安くする」と考える人は 2%程度である。

N=689

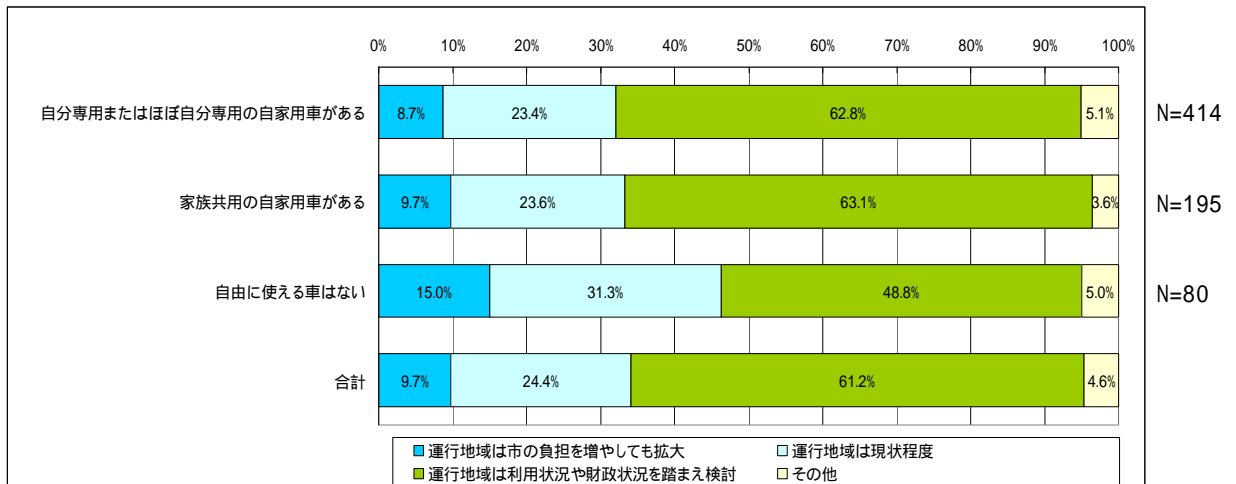


図 2-23 コミュニティバスの運営維持

N=709

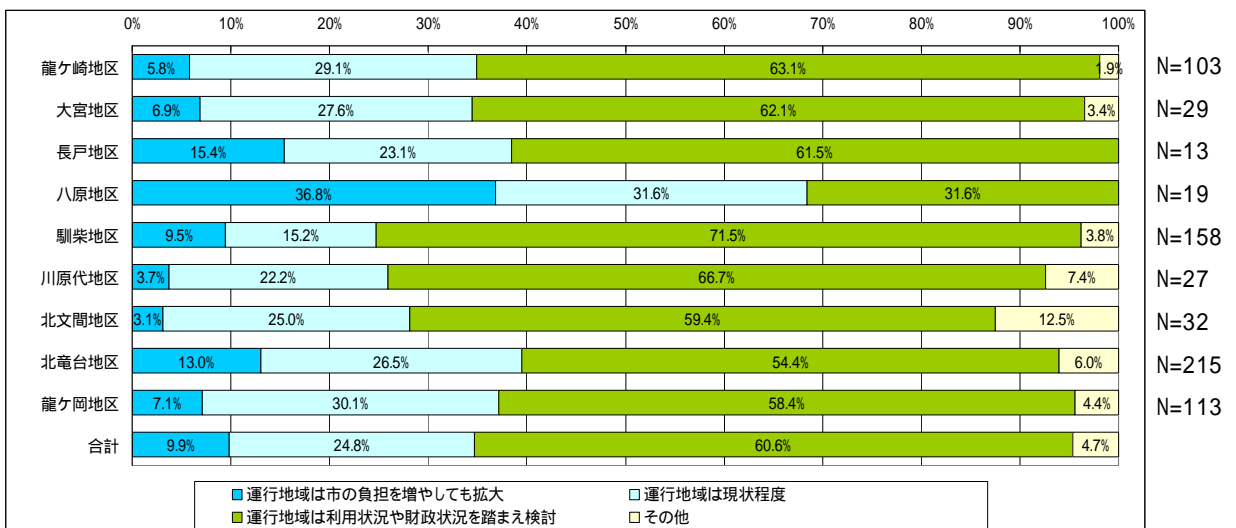


図 2-24 コミュニティバスの運営維持

N=672

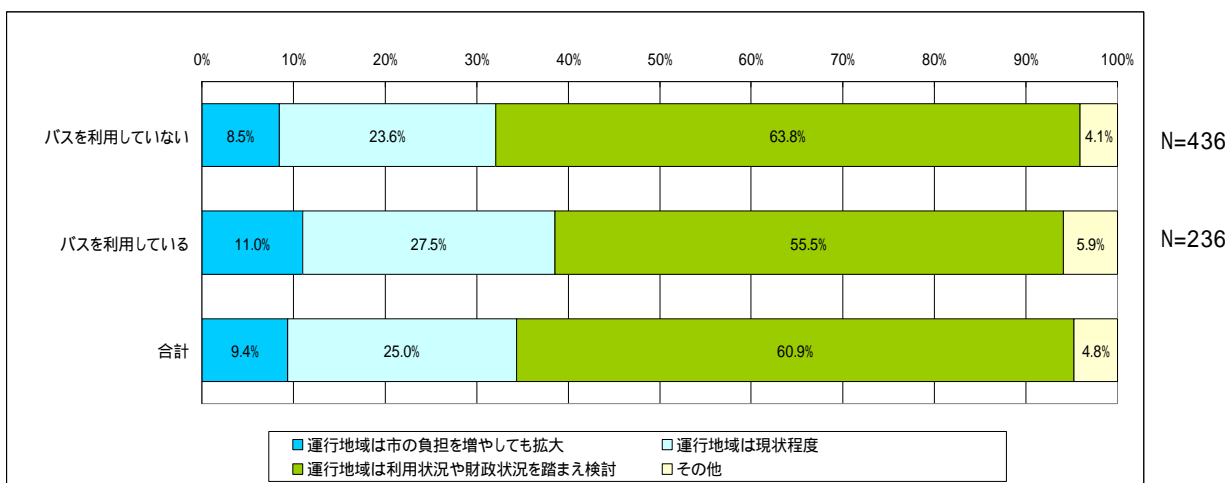


図 2-25 コミュニティバスの運営維持

N=625

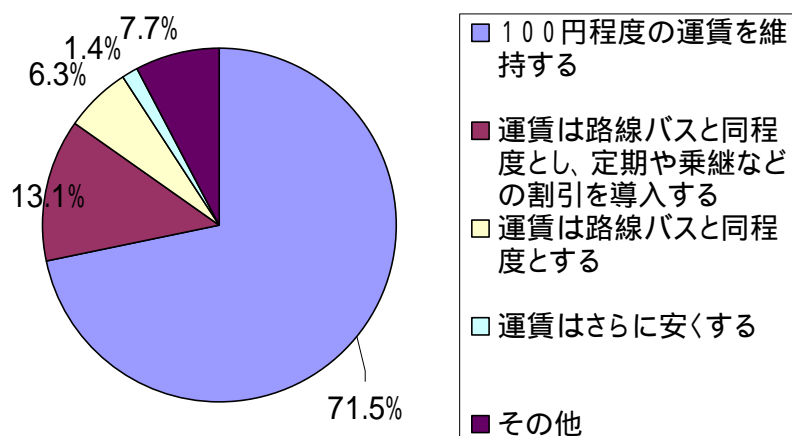


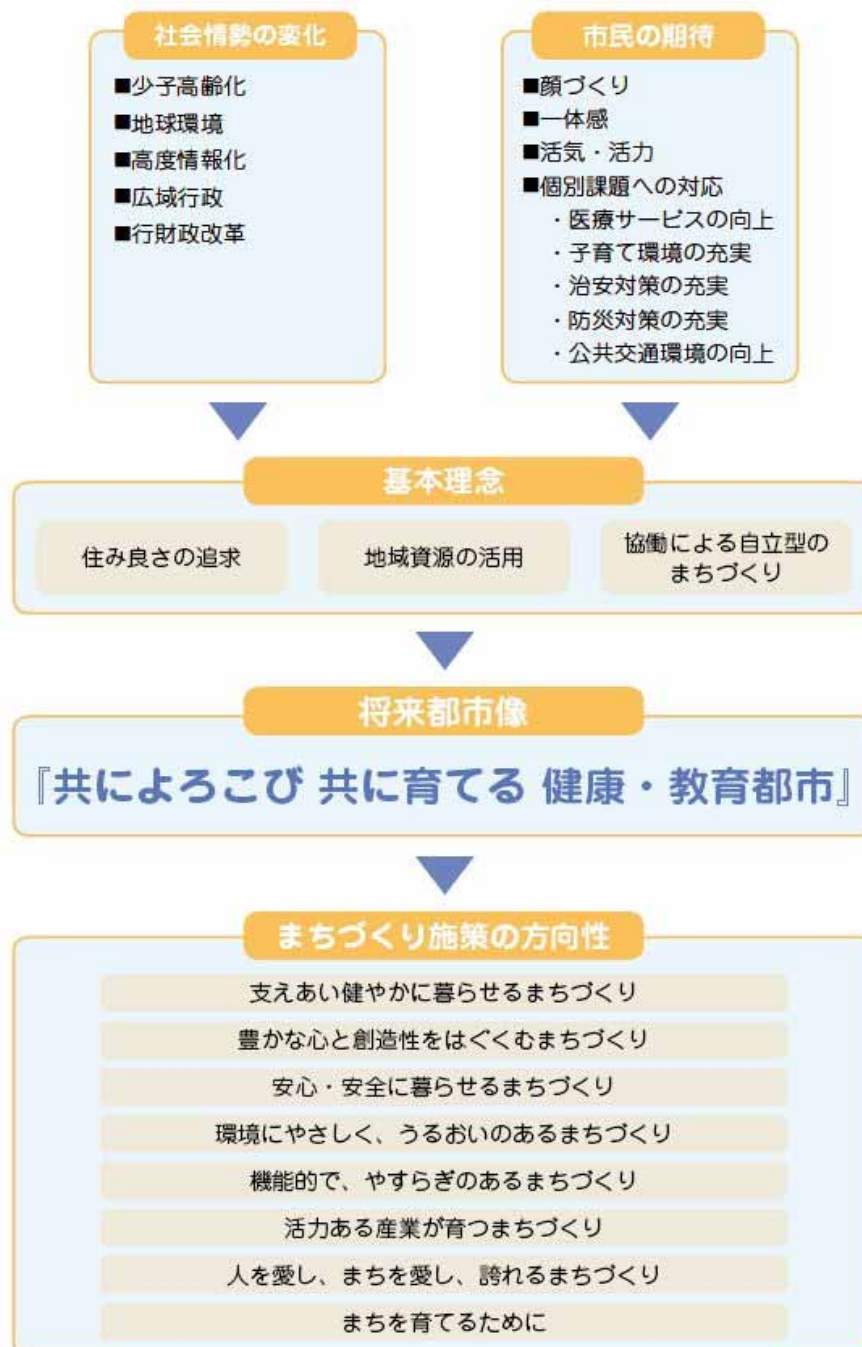
図 2-26 コミュニティバスの運賃

3. 龍ヶ崎市の地域公共交通の課題

3.1. 龍ヶ崎市のまちづくりの将来像

平成 24 年度から平成 28 年度までを計画期間とする新たな龍ヶ崎市第 6 次総合計画を策定するところであるが、龍ヶ崎市第 5 次総合計画（2007～2016）では、将来像を以下のとおり設定している。

将来都市像は、基本理念をもとに実現していく本市の将来の姿を示すものです。人々の集いの先に、よろこびが生まれ、にぎわいと豊かさがかくまれます。健康で、生き生きと、そして楽しく学びあえるような、そんなまちを育てていきます。今、歩みを始めたその先に見える将来のイメージとして、本市の目指すべき将来都市像を『共によろこび 共に育てる 健康・教育都市』と定めます。



3.2. 龍ヶ崎市の地域公共交通の課題

龍ヶ崎市における地域及び公共交通の現状、アンケート調査結果に基づき市民の交通特性・交通ニーズ、さらには上位計画におけるまちづくりの基本的方向も踏まえ、龍ヶ崎市における地域公共交通の課題を以下のように考える。

地域の現状	市民ニーズ	公共交通における課題
<ul style="list-style-type: none"> 公共交通は、関東鉄道竜ヶ崎線、路線バス、コミュニティバス、タクシーが運行している。市内の93%（約74,000人）がバス交通網でカバーされている。 高齢者は移動手段に公共交通を利用する割合が高い。 コミュニティバス以外に移動手段のない市民が存在する。 公共交通を補完する福祉有償運送事業が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの市民が、公共交通を必要と考えている。 自由に使える車がない人は便利に移動できる公共交通利用の意向が高い。 便利に移動できる公共交通では、「予約が必要で自宅付近での乗車」を望む市民は少なく、「バス停を利用した安価な料金」によるサービスを望む割合が高い。 高齢者は便利に移動できる公共交通利用の意向が高い。 	<p>渋滞緩和、環境負荷軽減、高齢者の外出支援などの視点から、市民の公共交通利用を促進することが必要</p> <p>市民ニーズや利用実績、需要見込みを踏まえた路線バスルートやコミュニティバスの見直しについての検討が必要</p>
<ul style="list-style-type: none"> 龍ヶ崎市内では高齢化が進行しており、今後も進むと予測されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者は便利に移動できる公共交通利用の意向が高い。 	<p>市民が納得する財政負担を踏まえ、公共交通サービスレベルを向上させる方策の検討が必要</p>
<ul style="list-style-type: none"> コミュニティバス路線の維持に対して、市負担額が約4,200万円ある。 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティバスの運営維持については、「利用状況財政状況を踏まえた検討」を約6割の市民が望んでいる。 	<p>関東鉄道竜ヶ崎線を利用しやすい環境整備が必要</p>
<ul style="list-style-type: none"> 各地区からJR佐貫駅、サブラ、済生会病院への移動が多い。 路線バスは、JR佐貫駅とニュータウン地区を結ぶ路線バスは本数が多いが、竜ヶ崎駅を軸とするバス交通は本数が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通による移動を不便と感じる割合が高い。 公共交通を利用して行きたい場所は、JR佐貫駅、サブラ、済生会病院等への要望が多い。 バス利用回数が増加する可能性の条件として「運行本数の増加」「運賃を安く」「終発時間を遅く」の割合が高い。 	<p>関係者（市民、NPO、企業、交通事業者、龍ヶ崎市等）が協働して公共交通利用の意識向上を図ることが必要</p>
<ul style="list-style-type: none"> 関東鉄道竜ヶ崎線は、利用者数が減少傾向にあり、平成21年度にはPASMO等の設備投資の影響もあり経常損失が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 関東鉄道竜ヶ崎線は、運賃や運行本数に加え、バスでの接続、駐車場・駐輪場整備、終発時刻への要望がある。 	

4. 龍ヶ崎市地域公共交通総合連携計画の考え方

4.1. 基本方針

龍ヶ崎市は、分散する4つの市街地とその周辺の集落部分からなる都市構造を有しており、それぞれの市街地が特徴を持つようなまちづくりを進めている。そのため、市民の移動における目的地が、ひとつの市街地に集中しないことが大きな特徴であり、市街地間や市街地とその周辺集落部分とを公共交通で結ぶことが必要となる。

現在、市内の公共交通は、全国的にも珍しい市内完結型路線の関東鉄道竜ヶ崎線に加え、路線バス、コミュニティバスのネットワークが市の大部分をカバーして市民の足となっている。また、このネットワークに加え、市内全域でタクシーや公共交通を補完するNPO等の福祉有償運送の利用が可能であるとともに、河内町コミュニティバスや利根町ふれ愛タクシーが市内へ乗り入れるなど、近隣自治体との連携も図っている。

これらを踏まえ、まずは既存の公共交通機関を有効活用し、地域の真のニーズに対応した地域公共交通サービスを目指すものであるが、全ての地域に同等のサービスを提供することは、費用対効果等の観点から必ずしも効率的とは言えない。そのため、支出と受益のバランスに留意しながら公共交通を支える主体の連携を図り、持続可能な都市活動を支える公共交通体系を確立するための基本方針を次のように定める。

《基本方針》

基本方針 1 : 持続可能な公共交通体系の確立

基本方針 2 : 質の高い公共交通サービスの提供

基本方針 3 : 各交通手段の連携向上

基本方針 4 : 公共交通利用に対する意識の醸成

4.2. 計画対象地域

龍ヶ崎市全域

(ただし、バス路線で一部市外の区間を通過する)

4.3. 計画期間

計画期間は、平成24年度～平成26年度を重点計画、平成23年度～平成28年度を全体計画とするが、期間中も必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

全体計画 : 6年間 (平成23年度～平成28年度)

重点計画 : 3年間 (平成24年度～平成26年度)

4.4. 連携計画の目標

前項で示した公共交通整備の基本方針を踏まえ、龍ヶ崎市公共交通総合連携計画の目標を下表のとおりとする。

基本方針 1：持続可能な公共交通体系の確立

目標：既存の交通モードを最大限有効に活用した公共交通体系の確立

《施策の方向性》

方向性：利便性・安全性に資する施設整備等により、関東鉄道竜ヶ崎線の維持存続を図る。

方向性：定時定路線型バス交通（路線バスやコミュニティバス）の充実を図る。

基本方針 2：質の高い公共交通サービスの提供

目標：市民の満足度を向上させる公共交通サービスの実現

《施策の方向性》

方向性：分散した市街地間、ニーズの高い行き先へのアクセス改善を図る。

方向性：高齢化の進展を踏まえ、特に高齢者が過度な自家用車利用に頼らずに済む公共交通サービスの提供を図る。

方向性：公共交通の利便性向上（施設整備、覚えやすい運行時刻（パターンダイヤ）、サイン整備等）を図る。

基本方針 3：各交通手段の連携向上

目標：公共交通移動を促進させる各交通モードの連携強化

《施策の方向性》

方向性：各交通モードが需要に応じた運行計画（運行本数、料金設定、乗り継ぎ時間調整等）の設定を図る。

基本方針 4：公共交通利用に対する意識の醸成

目標：意識啓発を図る機会の創出

《施策の方向性》

方向性：有効な情報提供による市民の自発的な公共交通利用促進を図る。

4.5. 事業の概要及び実施主体

4.5.1. 計画事業の概要

前項で示した公共交通整備の基本方針を踏まえ、龍ヶ崎市公共交通総合連携計画の計画事業を下表のとおりとする。

施策の方向性	区分	施策	導入箇所
方向性① 利便性・安全性に資する施設整備等により、関東鉄道竜ヶ崎線の維持存続を図る。	鉄道施設整備	1) 関東鉄道竜ヶ崎線の利便性・安全性向上を図る鉄道設備の整備	竜ヶ崎線
	ネットワーク	2) 龍ヶ崎地区における通勤通学時間帯の竜ヶ崎駅へアクセスするバスの運行	龍ヶ崎地区
	運行本数	3) 竜ヶ崎線運行終了後の深夜バス運行	佐貫駅～竜ヶ崎駅
	施設整備	4) 交通結節点としての一時利用駐輪場整備 (サイクルアラウンドライド)	竜ヶ崎駅
方向性② 定時定路線型バス交通（路線バスやコミュニティバス）の充実を図る。	ネットワーク	5) 路線バスルート見直し	全域
		6) コミュニティバスの見直し	全域
方向性③ 分散した市街地間、各地区からニーズの高い行き先へのアクセス改善を図る。	車両整備	7) 路線バス車両のバリアフリー化の推進	全域
		8) 高齢者（70歳以上）向け市内公共交通共通定期券	全域
方向性④ 高齢化の進展を踏まえ、特に高齢者が過度な家用車利用に頼らずに済む公共交通サービスの提供を図る。	料金	9) バス停施設整備（ベンチ、上屋等）	全域
		10) ランドセル定期の導入（コミュニティバス）	全域
方向性⑤ 公共交通の利便性向上（施設整備、覚えやすい運行時刻（パターンダイヤ）、サイン整備等）を図る。	施設整備	11) 公共交通関連情報の提供	全域
		情報提供	11) 公共交通関連情報の提供

4.5.2. 計画事業

項目	内容		
施策の内容	1) 関東鉄道竜ヶ崎線の利便性・安全性向上を図る鉄道設備の整備		
施策の目的	・ 竜ヶ崎線の維持存続及び利便性向上及び竜ヶ崎線利用者の増加		
実施箇所	・ 関東鉄道竜ヶ崎線		
実現に向けた課題	・ 事業費の確保		
実施主体	・ 関東鉄道(株) / 茨城県 / 龍ヶ崎市 / (国)		
年次計画	H23	H24	H25 以降
	継電連動装置の改良	エンジンの載変(1両)	-

項目	内容			
施策の内容	2) 龍ヶ崎地区における通勤通学時間帯に竜ヶ崎駅へアクセスするバスの運行			
施策の目的	・ 利用者が減少傾向にある関東鉄道竜ヶ崎線を利用した佐貫駅のアクセス利便性の向上			
実施箇所	・ 龍ヶ崎地区			
実現に向けた課題	・ 運行経費の負担			
実施主体	・ 関東鉄道(株) / 龍ヶ崎市			
年次計画	H23	H24	H25	H26 以降
	ルート・ダイヤ・運賃等の検討・協議	実証実験	実証実験	実験結果を踏まえ対応

項目	内容			
施策の内容	3) 竜ヶ崎線運行終了後の深夜バス運行			
施策の目的	・ 深夜の帰宅にも対応したJR佐貫駅からバス路線を確保することによる公共交通利用者の増加			
実施箇所	・ JR佐貫駅～竜ヶ崎駅(新規深夜バス路線開設)			
実現に向けた課題	・ 運行経費の負担			
実施主体	・ 関東鉄道(株) / 龍ヶ崎市			
年次計画	H23	H24	H25	H26 以降
	ルート・ダイヤ・運賃等の検討・協議	実証実験	実証実験	実験結果を踏まえ対応

項目	内容	
施策の内容	4)交通結節点としての一時利用駐輪場整備(サイクルアンドライド)	
施策の目的	・自転車でのアクセス利便性向上による竜ヶ崎線利用者の増加	
実施箇所	・竜ヶ崎駅	
実現に向けた課題	・既存駐輪場との調整	
実施主体	・関東鉄道株	
年次計画	H23	H24以降
	整備手法の検討	検討結果を踏まえ対応

項目	内容	
施策の内容	5)路線バスルート見直し	
施策の目的	・移動先として比率の高いサプラ、済生会病院へのアクセス頻度を高める。(例:竜ヶ崎駅~済生会病院~江戸崎として済生会病院へのアクセス頻度を高める)	
実施箇所	・竜ヶ崎駅~江戸崎を運行する路線バス	
実現に向けた課題	・ダイヤ調整	
実施主体	・関東鉄道株	
年次計画	H23	H24以降
	ルート等の検討・協議	ルート等の検討・協議結果を踏まえ対応

項目	内容		
施策の内容	6)コミュニティバスの見直し		
施策の目的	・市民ニーズを踏まえた運行経路、頻度の見直しによるコミュニティバス利用者の増加 ・当面はバス交通の充実を図るものとし、デマンド交通については今後も研究を継続する。		
実施箇所	・全域		
実現に向けた課題	・運行経路とダイヤ調整		
実施主体	・コミュニティバス運行事業者/龍ヶ崎市		
年次計画	H23	H24	H25以降
	ルート、運行時刻、停留所位置等の検討・協議	実施	実施結果を踏まえた見直し

項目	内容	
施策の内容	7)路線バスのバリアフリーの推進	
施策の目的	・高齢社会を踏まえた乗降しやすい車両の導入	
実施箇所	・全域	
実現に向けた課題	・予算の確保	
実施主体	・路線バス事業者 / 国 / 茨城県 / 龍ヶ崎市	
年次計画	H23	H24 以降
	一部区間導入（ノンステップバス）	順次導入（ノンステップバス、ワンステップバス）

項目	内容	
施策の内容	8)高齢者（70歳以上）向け市内公共交通共通定期券	
施策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の定期券で市内路線バス、関東鉄道竜ヶ崎線、コミュニティバスの利用を可能とすることにより、利便性を向上させて高齢者の移動手段の確保 ・運転に不安のある高齢者の運転免許返納の促進 	
実施箇所	・全域	
実現に向けた課題	・事業者との調整	
実施主体	・関東鉄道(株) / コミュニティバス運行事業者 / 龍ヶ崎市	
年次計画	H23	H24 以降
	料金の検討・協議	検討・協議結果を踏まえ対応

項目	内容	
施策の内容	9)バス停施設整備（ベンチ、上屋等）	
施策の目的	・バス待ち時間、雨天時の利便性向上	
実施箇所	・全域	
実現に向けた課題	・予算の確保	
実施主体	・龍ヶ崎市	
年次計画	H23	H24 以降
	整備箇所、優先順位の検討・協議	整備

項目	内容	
施策の内容	10) ランドセル定期の導入（コミュニティバス）	
施策の目的	・ 現在、料金設定のない小学生通学利用に対応した料金施策を導入し、小学生の通学利用における利便性の向上	
実施箇所	・ 全域	
実現に向けた課題	・ 適切な料金設定	
実施主体	・ コミュニティバス運行事業者 / 龍ヶ崎市	
年次計画	H23	H24 以降
	料金の検討・協議	検討・協議結果を踏まえ対応

項目	内容	
施策の内容	11) 公共交通関連情報の提供	
施策の目的	<p>・ 様々な機会・イベント等を活用した有効な情報提供による自発的な公共交通利用の促進</p> <p>例：転入者への市内公共交通の情報提供 （現在はコミュニティバス路線図・時刻表を配布） 市や交通事業者のホームページによる情報提供の充実 高齢者が集う施設などでの公共交通の使い方のお出前講座 交通結節点などにおける乗り継ぎ案内</p>	
実施箇所	・ 全域	
実現に向けた課題	・ 予算の確保	
実施主体	・ 龍ヶ崎市公共交通会議	
年次計画	H23 以降	
	継続実施	

参考資料

アンケート調査

龍ヶ崎市地域公共交通会議設置要綱

龍ヶ崎市地域公共交通会議の運営に関する規程

龍ヶ崎市地域公共交通会議委員名簿

アンケート調査

1 . 調査の概要

1) 調査の目的

バスや鉄道など公共交通のあり方や役割分担を明らかにし、地域の暮らしに不可欠な公共交通を活性化させるための総合的な計画策定の検討基礎資料を得ることを目的に実施したものである。

2) 調査の方法

- (1) 調査地域：龍ヶ崎市全域
- (2) 調査対象：全市民（15歳以上の男女）
- (3) 母集団：79,414人（平成22年9月1日現在：住民基本台帳）
（参考 78,950人：平成17年国勢調査）
- (4) 標本数：2,000票
- (5) 抽出方法：平成22年8月1日現在の住民基本台帳より地区別、年齢別により無作為に抽出
- (6) 調査方法：郵送による配布・回収
- (7) 調査期間：平成22年8月23日～平成22年9月11日

3) 回収状況

- (1) 標：2,000票
- (2) 有効回収数：801票
- (3) 有効回収率：40%
（2,000票を発送したが、5通が宛先不明等で返送されたため、回収率を算出する母数を1,995票とした。）
- (4) 年齢別・居住地区別の回収数

地区名	アンケート配布数			回収数	回収率
	全体	内15～64歳	内65歳以上		
龍ヶ崎	377	272	105	117	31%
大宮	98	67	31	33	34%
長戸	51	33	18	15	29%
八原	86	60	26	21	24%
馴染	394	299	95	164	42%
川原代	97	70	27	33	34%
北文間	86	65	21	33	38%
北竜台	513	437	76	228	44%
龍ヶ岡	298	265	33	123	41%
不明	-	-	-	34	-
計	2,000	1,568	432	801	40%

2 . アンケート調査票

調査票は以下に示す。

公共交通に関するアンケート

日頃は、龍ヶ崎市政の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

龍ヶ崎市には、関東鉄道電ヶ崎線や路線バス、コミュニティバスが運行しており、市民の皆様にご利用されています。しかしながら、自家用車利用の普及や少子高齢化がもたらす通勤通学利用者の減少などにより、公共交通を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。

一方で、社会の高齢化が進む中で自家用車の利用が出来ない方々が増えることや、環境対策面からの過度な自家用車利用の抑制など、持続可能な都市活動における公共交通の重要性は、今後、ますます大きくなるといえます。

このような状況の中、市内公共交通の充実を目指す「龍ヶ崎市地域公共交通会議」では、バスや鉄道など公共交通のあり方や役割分担を明らかにし、地域の暮らしに不可欠な公共交通を活性化させるための総合的な計画策定に取り組むこととしました。

この調査は、地域社会の主役である「市民」のご意見を踏まえた計画とするため、移動実態やコミュニティバスの運営のあり方などについて、無作為に抽出した15歳以上の市民2,000人を対象にご意見をお伺いするものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力くださいますようお願いいたします

平成22年8月

龍ヶ崎市長

中山一史

ご記入にあたってのお願い

1. 封筒のあて名の方がお答えください。(どうしても難しい場合に限りそのご家族の方がお答え下さい)
2. 回答は、設問に従って、当てはまるものの番号に○をつけるか、()の中に具体的に記入してください。
3. 返信用封筒には、お名前等をご記入いただく必要はありません。
4. この調査は、個人に関わる情報の公表や他の目的で使用することは一切ありません。
5. ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒(切手は不要)に入れて、**9月11日(土)まで**にご投函ください。
6. この調査についてのお問い合わせ先

電話番号 0297-64-1111 (内) 351

総務部 交通防災課 交通政策防犯グループ 担当 佐藤、坪井

問1. あなた自身のことについてお尋ねします。

すべての方がお答え下さい

①性別	1. 男性 2. 女性
②年齢	1. 20歳未満 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代 5. 50歳代 6. 60～64歳 7. 65～69歳 8. 70歳以上
③職業	1. 会社員 2. 公務員 3. 自営業 4. 学生 5. パート・アルバイト 6. 主婦・主夫 7. 無職 8. その他 ()
④免許の保有 (複数回答可)	1. 普通自動車 2. 自動二輪免許 3. 原動機付自転車免許 4. 免許を持っていない
⑤自由に使える自家用車等の保有	1. 自分専用またはほぼ自分専用の自家用車がある 2. 家族共用の自家用車がある 3. 自由に使える車はない
⑥住所	龍ヶ崎市 _____ (記入例 佐貫3丁目、貝原塚町 など)

通勤や通学をしている方のみお答え下さい

⑦学校や勤務地の場所	1. 市内 2. 市外
⑧通勤や通学に要する交通費の負担	1. 全額自己(保護者も含む)負担 2. 一部自己負担 3. 全額会社が負担

すべての方がお答え下さい

⑨公共交通の必要性	1. とっても必要 2. やや必要 3. あまり必要ない 4. 全く必要ない
⑩最寄りのバス停位置、運行時刻の認知	1. 位置や時刻を知っている 2. 位置は知っている 3. 位置も時刻も知らない

問2. 普段の移動についてお尋ねします。

(1) 自宅からの外出における龍ヶ崎市内の主な移動について、お答え下さい。(最大2つまで)

*市外への外出は、JR佐貫駅終田の場合のみお答えください。

①目的 (以下の選択肢から1つ選んで記入)	②回数 (1週間、1ヶ月のどちらかを Oで囲み、回数を記入)	③利用する曜日 (1つをOで囲む)	④移動する時間帯 (午前・午後どちらかを Oで囲み、時刻を記入) 自宅を出る時間 自宅へ着く時間	⑤主な行き先 (龍ヶ崎市内) (以下の選択肢から1つを選ぶ。その他の場合は、できるだけ所在町名や施設名称を具体的に記入)	⑥交通手段 (利用する全てを以下の 選択肢から選び記入)	⑦この移動に不便を感じていますか (1つをOで囲む)
1つめ 選択肢番号 _____その他 ()	1. 1週間 _____に _____回程度 2. 1ヶ月 _____	1. 平日のみ 2. 休日のみ 3. 平日・休日とも	午前・午後 _____時頃 _____時頃	選択肢番号: _____ その他は具体的に以下に記載 (町名: _____) (施設名称: _____)	選択肢番号(複数可) 11. その他 ()	1. 不便とは感じない 2. 不便と感じる
2つめ 選択肢番号 _____その他 ()	1. 1週間 _____に _____回程度 2. 1ヶ月 _____	1. 平日のみ 2. 休日のみ 3. 平日・休日とも	午前・午後 _____時頃 _____時頃	選択肢番号: _____ その他は具体的に以下に記載 (町名: _____) (施設名称: _____)	選択肢番号(複数可) 11. その他 ()	1. 不便とは感じない 2. 不便と感じる

①目的 (以下の選択肢から1つ選んで記入)	②回数 (1週間、1ヶ月のどちらかを Oで囲み、回数を記入)	③利用する曜日 (1つをOで囲む)	④移動する時間帯 (午前・午後どちらかを Oで囲み、時刻を記入) 自宅を出る時間 自宅へ着く時間	⑤主な行き先 (龍ヶ崎市内) (以下の選択肢から1つを選ぶ。その他の場合は、できるだけできるだけ所在町名や施設名称を具体的に記入)	⑥交通手段 (利用する全てを以下の 選択肢から選び記入)	⑦この移動に不便を感じていますか (1つをOで囲む)
記入例 選択肢番号 1 _____その他 ()	①. 1週間 _____に _____回程度 2. 1ヶ月 _____	①. 平日のみ 2. 休日のみ 3. 平日・休日とも	午前・午後 _____時頃 _____時頃	選択肢番号: 1 その他は具体的に以下に記載 (町名: _____) (施設名称: _____)	選択肢番号(複数可) 6. _____ 11. その他 ()	①. 不便とは感じない 2. 不便と感じる

- ④の選択肢 (番号を欄内に1つ記入)
1. 通勤・通学
 2. 病院
 3. 買い物
 4. 社交・娯楽・食事
 5. 観光・行楽・レジャー
 6. 業務 (販売、配達、仕入れ、打合せ等)
 7. その他 (具体的に欄内に記入)

- ⑤の選択肢 (番号を欄内に1つ記入)
- *JR佐貫駅を経由して市外への移動の場合、行き先は「佐貫駅」として下さい
1. 佐貫駅
 2. 竜ヶ崎駅
 3. 市役所
 4. 文化会館
 5. 中央図書館
 6. 保健センター
 7. 総合福祉センター
 8. 総合運動公園 (たつのこアリーナ等)
 9. 流通経済大学
 10. 子育て支援センター
 11. 湯つたり館
 12. まいん
 13. 龍ヶ崎済生会病院
 14. 森林公園
 15. サブアラ (ヨーカドーを含む周辺商業施設)
 16. その他 (具体的に欄内に記入)

- ⑥の選択肢 (番号を欄内に記入)
1. 徒歩
 2. 自転車
 3. バイク
 4. 自動車 (自分で運転)
 5. 自動車 (送迎)
 6. 路線バス
 7. コミュニティバス
 8. 関東鉄道竜ヶ崎線
 9. タクシー
 10. 福祉有償運送
 11. その他 (具体的に欄内に記入)

(2) 以下の各交通手段のうち、不便と感じる点についてお答え下さい。

①路線バスに関して不便と感じる点
(該当するもの全てにO)

1. 不便とは感じない
2. 自宅からバス路線・バス停が遠い
3. 運行本数が少ない
4. 運賃が高い
5. 始発時間が遅い
6. 終発時間が早い
7. 車両の乗り降りがしにくい
8. バス停に屋根やベンチなど快適な施設がない
9. 時刻表、バス停位置などの情報がわかりやすく提供されていない
10. 鉄道や他のバスの乗り継ぎが悪い
11. バス停付近に駐車場がない
12. バス停付近に駐輪場がない
13. その他 ()

②コミュニティバスに関して不便と感じる点
(該当するもの全てにO)

1. 不便とは感じない
2. 自宅からバス路線・バス停が遠い
3. 運行本数が少ない
4. 運賃が高い
5. 始発時間が遅い
6. 終発時間が早い
7. 車両の乗り降りがしにくい
8. バス停に屋根やベンチなど快適な施設がない
9. 時刻表、バス停位置などの情報がわかりやすく提供されていない
10. 鉄道や他のバスの乗り継ぎが悪い
11. バス停付近に駐車場がない
12. バス停付近に駐輪場がない
13. その他 ()

③関東鉄道竜ヶ崎線に関して不便と感じる点
(該当するもの全てにO)

1. 不便とは感じない
2. 運行本数が少ない
3. 運賃が高い
4. 始発時間が遅い
5. 終発時間が早い
6. 駅に待合室、ベンチなど便利・快適な施設がない
7. 時刻表などの情報がわかりやすく提供されていない
8. バスとの乗り継ぎが悪い
9. 駅付近に駐車場がない
10. 駅付近に駐輪場がない
11. 竜ヶ崎駅にアクセスするバスの本数が少ない
12. その他 ()

問3. バスのサービス改善についてお尋ねします。(この設問では、路線バスとコミュニティバスを区別しないでお尋ねします。)

(1) バスの利用状況についてお答えください。

① バスを利用していますか。(1つに○)

1. バスは利用していない。 → (2)へ
 2. バスを利用している。 → ②へ

② 利用するバス停 (最も多く利用するバス停を記入して下さい)

自宅側 () バス停
 目的地側 () バス停

③ バスのサービスに満足していますか。(1つに○)

1. 満足 2. どちらかといえば満足 3. どちらでもない
 4. どちらかといえば不満 5. 不満

(2) バスのサービスの改善内容についてお答えください。

① サービスを改善すればバスの利用回数は増加しますか(現在バスを利用していない人は新たにバスを利用しますか)。(1つに○)

1. 改善内容によっては、バス利用が増える可能性がある。 → ②へ
 2. 改善されても、バス利用が増えることはない。 → 裏面の問4へ
 3. わからない。 → 裏面の問4へ

② どのようなバスのサービス改善を望みますか。(3つまで○)

1. 自宅近くへのバス路線・バス停の設置
 2. 運行本数を増加 3. 運賃を安く
 4. 始発時間を早く 5. 終発時間を遅く
 6. ノンストップ車両 (乗降口に段差のない車両) を導入
 7. 施設の整備 (屋根、ベンチ等)
 8. わかりやすい情報 (時刻表、携帯電話での情報等) の提供 10. 他のバスとの乗り継ぎ時間の短縮
 9. 鉄道との乗り継ぎ時間の短縮 11. バス停付近での駐輪場の整備
 12. バス停付近での駐車の整備
 13. コミュニティバスの定期利用を導入 14. バス同士の乗り継ぎなどの割引を導入
 15. その他 ()

③ (2)②で選んだ施策によりどの程度バスの利用が増えますか。

(1週間、1ヶ月、1年のどれか1つを○で囲み、回数を記入。現在バスを利用していない人は、□に✓を記入)

(現在)	1. 1週間 2. 1ヶ月 に _____ 回程度 3. 1年 <input type="checkbox"/> 利用していない
↓	
(サービス改善後)	1. 1週間 2. 1ヶ月 に _____ 回程度 3. 1年

※サービス改善後にバスを利用しない方は「0回」とご記入下さい。

(3) (2)②で「2・3」を選ばれた方にお尋ねします。
 どの程度の運行本数、運賃ならバスを利用する可能性がありますか。

(2)②で「2」を選ばれた方	時間帯のどれか1つを○で囲み、本数を記入 1. 朝の通勤時間帯 (6～7時頃) 2. 昼間の時間帯 (8～16時頃) 3. 夕方の帰宅時間帯 (17～19時頃)
(2)②で「3」を選ばれた方	目的地まで () 円 (50円単位でお書き下さい)

(4) (3)で回答された条件が満たされれば、バスを利用して行きたい代表的な場所を選んで下さい(最大2つまで○)

1. 佐賀駅	2. 竜ヶ崎駅	5. 中央図書館	6. 保健センター
3. 市役所	4. 文化会館	7. 総合福祉センター	8. 総合運動公園 (たつのこアリーナ等)
9. 流通経済大学	10. 子育て支援センター	11. 湯ったり館	
12. まいん	13. 龍ヶ崎済生会病院	14. 森林公園	
15. サプラ (ヨーカドーを含む周辺商業施設)			
16. その他 ()			

問4. 便利に移動する公共交通についてお尋ねします。

(1) 通勤通学時間帯以外に市内を便利(自宅近くで乗降できる、利用時間を予約できるなど)に移動する公共交通があれば、あなたは利用しますか。
(1つに○)

1. 利用する 2. わからない 3. 利用しない

(2) 上の(1)で「1または2」を選ばれた方にお尋ねします。
どのような公共交通なら利用しますか。あなたの考えに近いものを選んで下さい。(1つに○)

1. 運賃300円、1時間おきに運行、自宅付近で乗降、利用する30分前の予約が必要
2. 運賃500円、30分おきに運行、自宅付近で乗降、利用する30分前の予約が必要
3. 運賃100円、1時間おきに運行、バス停で乗降、利用前の予約の必要なし
4. 運賃200円、30分おきに運行、バス停で乗降、利用前の予約の必要なし
5. 上記のいずれも利用しない

(3) 上の(2)で選んだ公共交通を利用して行きたい代表的な場所を選んで下さい
(最大2つまでに○)

1. 佐賀駅 2. 竜ヶ崎駅
3. 市役所 4. 文化会館 5. 中央図書館 6. 保健センター
7. 総合福祉センター 8. 総合運動公園(たつのこアリーナ等)
9. 流通経済大学 10. 子育て支援センター 11. 湯つたり館 12. まいん
13. 龍ヶ崎済生会病院 14. 森林公園
15. サブアラ(ヨーカドーを含む周辺商業施設)
16. その他 ()

問5. コミュニティバスの運営維持についてお尋ねします。

コミュニティバスは、大人・小人とも1乗車100円で運行しており、平成21年度には、約19万人にご利用いただきました。昨年度のコミュニティバスは、約5,900万円の運行経費を要しており、運営収入1,700万円と市の負担4,200万円により運行が成り立っています。

(1) これらの状況を踏まえ、適正なコミュニティバスの運営維持について、あなたの考えに近いものを選んで下さい。バスを利用されない方もご回答下さい。(1つに○)

1. コミュニティバスの運行地域は、現状程度が望ましい
2. コミュニティバスの運行地域は、更に市の負担を増やしても拡大することが望ましい
3. コミュニティバスの運行地域は、利用状況や市の財政状況を踏まえて検討することが望ましい
4. その他(具体的に:)

(2) 運賃はどの程度がよいとお考えですか(1つに○)

1. 100円程度の運賃を維持する
2. 運賃は路線バスと同程度とし、定期や乗継などの割引を導入する
3. 運賃は路線バスと同程度とする
4. 運賃はさらに安くする
5. その他 ()

自由意見

○龍ヶ崎市の公共交通について、ご意見がありましたらご自由にお書き下さい。

質問は以上です。ありがとうございます。

龍ヶ崎市地域公共交通会議設置要綱

平成 18 年 10 月 17 日
告示第 111 号

(設置)

第 1 条 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域の特性や需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、龍ヶ崎市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市内における適切な旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関すること。
- (2) 公共交通の利用促進の協議に関すること。
- (3) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) その他交通会議が必要と認めること。

(交通会議の構成員)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 市民代表 4 人以内
- (2) 学識経験者 1 人
- (3) 茨城運輸支局長又はその指名する者 1 人
- (4) 茨城県の職員 3 人以内
- (5) 社団法人茨城県バス協会の代表者 1 人
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者 1 人
- (7) 交通事業者 4 人以内
- (8) 市長が指名する市の職員 1 人
- (9) その他市長が交通会議の運営上必要と認めた者 2 人以内

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、特定の職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

3 前項の規定にかかわらず委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職を代理する。

(監事)

第5条 交通会議に監事2人を置き、委員のうちから会長が指名する。

2 監事は、交通会議における会計監査を行うものとする。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の過半数の出席がなければ開催できない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(研究会)

第7条 会長は、必要に応じて、交通会議に研究会を設置することができる。

(守秘義務)

第8条 交通会議の委員は、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(交通会議の会長の印)

第9条 交通会議の会長の印は、[別表](#)のとおりとする。

(事務局)

第10条 交通会議の事務局は、総務部交通防災課に置く。

(経費)

第11条 交通会議の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(協議結果の取扱い)

第12条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか，交通会議の運営に関し必要な事項は，会長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は，公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 3 条第 2 項の規定により最初に委嘱又は任命される交通会議の委員の任期は，同条第 3 項の規定にかかわらず，当該委嘱又は任命の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

付 則(平成 19 年 3 月 9 日告示第 16 号)

この告示は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年 2 月 2 日告示第 7 号)

(施行期日)

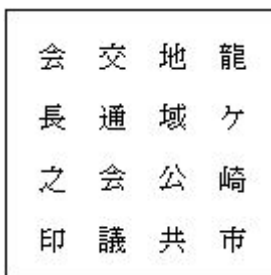
- 1 この告示は，公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から平成 22 年 3 月 31 日までに改正後の第 3 条第 1 項の規定により委嘱又は任命される交通会議の委員の任期は，同条第 2 項の規定にかかわらず，当該委嘱又は任命の日から平成 23 年 5 月 31 日までとする。

[別表](#)(第 9 条関係)

龍ヶ崎市地域公共交通会議会長の印(21 ミリメートル平方)



龍ヶ崎市地域公共交通会議の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、龍ヶ崎市地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。)第13条の規定に基づき、龍ヶ崎市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 交通会議の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度の予算を調製し、交通会議に諮るものとする。

3 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

(収入及び支出の手続)

第3条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、会長が決裁するものとする。

(決算等)

第4条 会長は、毎会計年度の終了後遅滞なく交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、要綱第5条に規定する監事の会計監査を受け、その結果を添えなければならない。

(謝礼及び費用弁償)

第5条 会長は、交通会議の会議(以下「会議」という)に出席した委員及び要綱第6条第4項の規定により会議に出席した者に対し、謝礼及び費用弁償を支払うことができる。ただし、公務員及び旅客事業に係る団体に所属する委員については、支払いの対象としないものとする。

2 前項に掲げる謝礼は、日額4,400円とする。

3 第1項に掲げる費用弁償は、市外に住所又は居所を有する者が会議に出席するため利用する公共交通に係る費用とする。

(事務局)

第6条 事務局長は、龍ヶ崎市交通防災課長をもって充てる。

2 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 会議の資料作成に関すること。

(2) 交通会議の庶務に関すること。

(3) その他交通会議の運営に関し必要な事項

3 事務局は、文書の保存その他交通会議の運営に係る庶務全般について、龍ヶ崎市において定められている例に準じて適切に処理するものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、龍ヶ崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成14年龍ヶ崎市条例第4号）に準じて、原則として公開するものとする。

(代理出席)

第8条 委員は、やむを得ず会議を欠席する場合は、その属する団体から代理の者を出席させることができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

龍ヶ崎市地域公共交通会議委員名簿

平成23年3月23日現在

	所 属	役 職	氏 名	備考
1	市民代表		関 昭也	
	市民代表		久保田 房子	
	市民代表		佐藤 真智子	
	市民代表		沼田 公美子	
2	筑波大学大学院	システム情報工学研究科講師	谷口 綾子	副会長
3	国土交通省関東運輸局	茨城運輸支局長	鬼沢 秀通	
4	茨城県企画部企画課	交通対策室長	寺門 利幸	
	茨城県竜ヶ崎工事事務所	技佐兼次長	大江 幹夫	
	竜ヶ崎警察署	交通課長	作山 和寛	
5	社団法人茨城県バス協会	専務理事	瀬谷 憲雄	
6	茨城県交通運輸産業労働組合協議会	議長	椎木 茂男	
7	関東鉄道株式会社	常務取締役鉄道部長	佐藤 昇一	
	関東鉄道株式会社	自動車部部長	武藤 成一	監事
	平成観光自動車株式会社	代表取締役社長	沼野 晃広	
	県南ハイヤー運営協議会 龍ヶ崎支部	支部長	宮本 繁光	
8	龍ヶ崎市	副市長	長岡 一美	会長
9	龍ヶ崎市商工会	経営指導員	中野 恵子	監事

龍ヶ崎市地域公共交通総合連携計画

発行日 / 平成23年3月

発行 / 茨城県龍ヶ崎市

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地

企画編集 / 総務部 交通防災課

連絡先 / TEL 0297-64-1111 (代表)

FAX 0297-60-1583